

第二十四回 参議院大蔵委員会會議録第十四号

(二七二)

昭和三十一年三月二十九日(木曜日)午前
十時五十一分開会

委員の異動

本日委員青木一男君、木内四郎君及び
井村徳二君辞任につき、その補欠とし
て島津忠彦君、平林太一君及び新谷寅
三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

岡崎 眞一君

理事

大矢半二郎君
山本 米治君
岡 三郎君
前田 久吉君

委員

青柳 秀夫君
大野木秀次郎君
菊田 七平君
島津 忠彦君
白井 勇君
新谷寅三郎君
西川甚五郎君
平林 太一君
藤野 繁雄君
成瀬 幡治君
平林 剛君
杉山 昌作君
土田國太郎君
黒金 泰美君

衆議院議員
國務大臣
大蔵大臣
政府委員

一萬田尙登君

日本専売公 大月 高君
社監理官
大蔵省主 宮川新一郎君
計局次長
大蔵省主計局法 中尾 博之君
規課長事務代理
大蔵省主税局長 渡邊喜久造君
文部省初等中 緒方 信一君
等教育局長
食糧庁長官 清井 正君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

文部省初等中 安嶋 弥君
教育局財務課長
日本専売 入間野武雄君
公社總裁

本日の會議に付した案件

○補助金等の臨時特例等に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

○國稅定率法の一部を改正する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○租税及び金融等に関する調査の件
(専断事業に関する件)

○委員長(岡崎眞一君) これより委員
会を開会いたします。

議事に入るに先だちまして、委員の
異動がございましたので御報告申し上
げます。

本日付をもちまして委員青木一男
君、木内四郎君及び井村徳二君が辞任
され、その補欠として島津忠彦君、平

林太一君及び新谷寅三郎君がそれぞれ
委員に選任されました。

○委員長(岡崎眞一君) まず、補助金
等の臨時特例等に関する法律の一部を
改正する法律案を議題として、質疑を
行います。

○岡三郎君 まず第一に、第一章中の
文部省関係の問題ですが、第六章の
「新たに入学する児童に対する教科用
圖書の給与に関する法律は、その施行
を停止する。」これを三十二年の末
まで一カ年さらに延長する、こういう
ことのこれは臨時特例の法律になって
おるわけですが、一方文教委員会にお
いて就学困難な児童のための教科用圖
書の給与に対する国の補助に関する法
律、こういう法律が出て、その法律の
中において「新たに入学する児童」云
云の、この第六章を廃止するというふ
うに出ているわけだね。こういうふう
な関係といえますかね、片方の方にお
いてこの条項を殺す法律が出ていて、
これを一年延ばせと、これは一体どう
いう関係なんだか、それを説明してい
ただきたいと思ひます。

○政府委員(中尾博之君) お答えいた
しますが、教科用圖書の給与に対する
補助金でございますが、これは今回の
の、来年度の措置といたしましては、
この法律を廃止いたしましたので、新た
に就学困難な児童のために別途教科用圖
書の給与をいたしますということにい
たしたいというのが結論でございます
す。ただしその手続といたしまして

は、一応新たに就学困難児童のための
教科用圖書を給与いたしますことに
つきましては、国のそういう補助金で
ございまして、これに対して法律を
必要といたしますから、これを別途の
法律で用意いたしましたわけでありま
す。それが就学困難な児童のための教科用
圖書の給与に対する国の補助に関する
法律案でございます。結論はこうでござ
いしますが、それではなぜその前にこ
の補助金臨時特例の法律におきまして延
長する措置をとったかということござ
いしますが、結論はそういうことであ
りますが、この措置は、就学困難な児
童のために給与いたしますのは新たな
措置でございます。この法律の御議決
を願わなければならぬわけでございま
す。そこでその御議決を持ちまして延
長をいたそうということ、それらの
法律にまかしてあります。もし、しか
しこの法律は政府で用意いたしました
のでございしますが、御議決を得ません
場合にはこれが成り立たないわけであ
ります。この措置がとれないわけでござ
いしますが、この法律に基く措置とい
たしましては実施ができなくなりま
す。その場合にはどうなるかと申
しますと、この特例法に基きまして一
年延期という、ちょうど昭和三十年と
同じ措置をとっている、こういうこと
でございます。二段になっておりま
す関係上、二つの法律になっておる
わけでありまして、で、ここの補助金
の方の臨時特例の法律におきまして
は、そのことの関係で延期することに

いたしております。廃止するのを向う
の法律に入れてございしますのは、廃
止する措置は、就学困難な児童のため
に新たに補助をいたします措置と運
命をともにさせることを適当とするか
らでございます。

○岡三郎君 何が何だかさっぱりわか
らない。内容はわかっているけれど
も、法律をやはり改廃するにおいては
もうちょっと脈絡一貫したような措置
をとってもらいたいという、希望にな
りますが、それはさておいて、第六條
のこの条項を一カ年延期するといふこ
とは、實際は他の法律との関連で、こ
れを廃止するといふふうにはなつて
いるわけなんです、関連上ね。だから
この場合に一年延期することに一応こ
れを認めていった場合に、向うの文部
委員会をやっている方の法律がどうな
るかかわらぬが、廃止するといふこと
になつてくれば自動的にこれが消える
というわけですか。

○政府委員(中尾博之君) その通りで
ございします。これが消え、ここの延
期いたしましたので、さらに三十一年度に
補助金臨時特例が延長されて、それが
この関係に関する限り向うの法律で廃
止されます。

○岡三郎君 なぜ廃止するのか、これ
は文部省の方に聞きたいと思ひ
ますが、今われわれに課せられている一つ
の命題は、これを一カ年延長するとい
うので審議してくれと、こう出てお
る。ところがほかの委員会では、これ
を廃止することによって他の法律を出

しておるわけです。だから私はこれは一年延期するという角度で話をするということがより、これを廃止するということが検討しなければ、これはまるではかばかしい法律審議になるということになると思うが、それでこれを廃止するという文部省の意見を聞きたいと私は思う。

○説明員(安嶋弥君) 御承知の通り新たに入学する児童に対する教科用図書は、これは新たに入学する児童のすべてに對しては、言語と算数の教科書を給与いたします。

もつてその前途を祝福し、国民としての自覚を深めるのが立法の趣旨でございますが、一方現在経済的理由によつて就学困難な児童も相当数ございまして、限られた国の財政事情のもとにおいて、むしろ経済的理由によつて就学困難な児童に對して必要な教科書の全部を給与すると、もつて義務教育の円滑な実施を期する方が、この際より適切な施策ではないかと、こう考えまして、前の法律を廃止いたしまして、新たに、就学困難な児童に對する教科用図書の給与に關する法律を制定しよう、と、こうお願いしておるわけでございます。

○岡三郎君 大蔵省がその答弁をするならば純財政的な意味でわかるが、文部省がそういう答弁をするということ、私は私にはわからない、教育的に見て、いわゆる義務教育の子供に差等をつけて貧乏なるがゆえにその子供にだけは教科書をくれるというところが、果して將來その子供にとってそれが恩恵になり、国の一つの何といひますか、給与としてりつぱなものかどうかという分析をしたんですか。というのは貧乏だ

からお前たちだけに本をやるというやり方は、少くとも義務教育にとつてはこれは工合が悪いと私は思つておる。その点はどう考えますか、教育的に考へて。これは文部省から。

○説明員(安嶋弥君) おっしゃる通りだと考へますが、すべての児童に對して教科書を給与することが困難であります。さしあつたりの措置といたしまして、就学困難な児童に對して教科書を給与するということが、これはやむを得ない措置ではないか、こう考へます。

○岡三郎君 一年の子供に算数、国語を給与すると、現在ではどのくらいの子算がかかるのですか。

○説明員(安嶋弥君) 約五億円でございまして。

○岡三郎君 五億円で、この程度の金を大蔵省はなぜ補助金として割らなければならぬのか、この理由を聞かせてもらいたいと思ひます。

○政府委員(中尾博之君) いささか説明を申し上げますが、討論を別に申し上げておるわけではございませぬから、説明としてお聞き取りをお願いいたします。もともと義務教育の關係を無償で配付するといふことができませんから、これはもちろんけつこうなことであります。しかしながら、財政の実情から申しまして、各方面におきましてすべて最もいい形にまで予算をつけるということがいたしかねる状況にございまして、從つて文教、民生、国土保全、その他につきまして、いずれも最も緊急なる面に對しまして予算を配分いたしました。おのおの資金効率を高めるという立場もございまして、それらの關係からいたしまして、せつ

くのそういう無償の一般的な給与といふ考へ方ももちろんこれは成り立つ考へ方ではございまして、現実財政の問題といつたまじつてそういう考へ方がたいといふことになるわけでありまして、しかしながら、実際に教科書が行き渡らないといふことでは適當でございませぬので、眞に教科書を得がたいといふような向きに對しましてこれを給与する、もちろんこれは救済であります。さういふ面から考へて、まあ広い意味では社会保障かもしれませんが、いわゆる俗に言う社会保障あるいは救済といつたような考へ方から、厚生省的な措置として考へておるものではございませぬ。若干完全な姿に比べますれば見劣りはいたしますが、やはり文教政策の一環といたしましてできるだけのことをいたしたいといふので今回の措置に相なつたのでございまして。

○岡三郎君 まあ国の財政事情から思ふようにいかぬと、こういう説明ですが、ここで憲法論議を私はしようと思ひないけれども、まあ義務教育はこれを無償とする建前からいって、せめて義務教育の初年度の一年生に言語と算数の教科書を限定してくれんといふことは、ほんとうの何といふんだか、できないながらも、せめてその程度やりたといふことは、これはあやまり証文を入れていくべき性質のものなんです。他のものと違ふんですよ。他の補助金と同一視していかれるといふところが根本的誤謬があると思ふ。それで一年生の子供に、就学困難だからといってこの子供に限定して本をやるということは、それはどうしたつてこれは教育上工合が悪い。だから私は六三

の九年間の子供に全部本をやるというたら、それは財政上困難であるという理屈はつくかも知れませぬよ、わかりませぬが、義務教育の出発の一年の子供に限定して五億程度の金を支出するといふことは、困難であるといふ理由が私にはわからぬ、それだけでは、それで毎年々々防衛庁で二百億なり、三百億の金が余つて、使い切れなくて繰り越しておる。明許繰り越しでしよ

うが、余つておると、そのほかにいへば、外貨が余つて、貿易の方で馬を輸入するといふ、何だか競走馬を輸入するといふので騒いでいるようなうわさもあるし、とにかく全体が緊縮されてきつたとなつていけばいいけれども、この問題だけ、五億ぐらいの財政事情が困難だからという理由は私にはわからぬ。もうちよつと説明してもらいたい。ほんとうに困難だから当然支出すべき、憲法に規定されておるところのものに對して、しかも教科書だけに限つて、六カ年なり九カ年という、こういう方法じゃないわけだ、一カ年だけなんだから、しかもその予算が限定されて五億と……。そうすれば一年生の子供が貧富を問はずみんな喜んでこれを受けるわけなんです。それを困難だから一億六千万程度でござますというやり方だ、それが私にはわからぬ。もつと説明してもらいたいと思ふ、困難だといふその事情を。

○政府委員(中尾博之君) 大体先ほど申し上げました趣旨に尽きますが、説明が不足かと思ひますので、もう一回繰り返しながら申し上げます。もちろん義務教育はこれを無償とするといふ建前は憲法の建前、それに対してはわれわれは、政府といたしましてできる

だけのこれは努力を払わなければならぬものといふことは十分承知いたしております。従ひまして、これを全部教科書を無償で配付できれば一番いいわけでありまして。そういう建前は十分私も承知いたしておるわけでありまして、しかし現実財政の状況から申しまし、教科書を無償で全部配付するといふだけの予算がこれに配賦いたしかねる事情にございまして。これはなかなか予算といふものもいろいろな目的がございまして、どの目的と合せてみてどうであるとか、こつちの方と比べましては、いろいろ御意見もござい

ます。まじやうが、政府といたしましては、予算編成に當りまして諸般の當面の事情、それから將來の施策につきまして十分の検討を加へまして、その配分をいたしたものでございまして。

なお、限られた金額で、どうして最も教育上効果的に使ひますかといひまする場合に、貧富を問わないといふ建前を尊重いたしまして、一年生だけに配るといふことも一つの方法でございまして、むしろ教科書が現実にならぬと、得がたいといふような児童に對しましては、一年生のみならず、そのほかの五学年の児童に對しまして、支給する道を講じた方がよろう、もちろんあくまでもこれは救済とか援助とかと、そういう趣旨での系統の法律としては取り扱つておりません。及ばずながら、やはりその憲法の精神に從ひましてできる限りの措置を講じておるといふつもりで編成をいたしたものでございまして。何とぞよろしく御了承願ひたいと思ひます。

○岡三郎君 できるだけの措置を講じ

たいということは、聞き捨てにならない私に言葉だと思ふのです。これはほんとうにこまかい措置です。しかし今ここで論争をしても始まらぬから……この補助金全般についての臨時特例ですね。これは特別委員会を作つて考究されたものですが、補助金に對する大蔵省としての見方は、これは總額二十億くらいの削減になるわけですね。なるわけですが、補助金等についてもうちよつと峻厳なる措置をとれというの、こんなまるで目高みみたいなものをつかまえておろすということではなくて、もつと根本的な問題があるのです。これは会計検査なんかで報告されておる通りに、補助金の使用において膨大なるむだづかいというものは他に一ぱいある。結局そういう大きなものはみん逃げ、そうしてここに出てきておるものはみんな零細なるものばかりだ。だから私は大蔵省の方において一たんこのような形で出てきたもの、この中において今言つたような教科書関係なんかは生かして、そのかわり財源として数限りない補助金というものがあると思ふ。そういうものに対してどの程度大蔵省が検討したかということが、私はいつでも問題になると思ふのです。これはいろいろと見方はあると思ふ、まずけれども、今言つたように補助金というものをもう少し根本的に検討せよというので、決算委員会等からそういう強い要請があつたことも御存じのことと思ふのですが、そういうことに對する大蔵省の見解はどうですか。

○政府委員(中尾博之君) 御質問の趣旨は私もよく了解できるところでありまして、まさに私も補助金の

問題につきましては重大なる問題と心掛けておるわけでございます。ことに決算委員会の報告、その他国会におきまするいろいろな御批判ないし一般の世論というふうなものに顧みまして、補助金というものが適正にほんとうにその目的に即し、しかも効果的に使われておるかどうか、あるいはその制度が政府によつて十分にそういうふうなことにつきましては非常な関心を持ちまして、反省、検討を加えておる次第であります。率直に申しまして、補助金のそういう意味におきまする性質と

そういう点につきましては、毎年予算編成の際には少なからざる時日と手数をかけまして、これを検討いたしておる次第でございます。

金のことば、何分にもその対象が非常に巨額なものでございまして、それからそれが諸般の行政目的にまた関連するものでもございする関係もありまして、技術的にも申しまして、非常に数が多しというふうなことで、なかなか抜本的に申しますか、というふうな線をにわかに出すことが非常に困難な問題でございます。しかしながら政府といたしましては、そういう困難にもかかわらず、毎年実は予算編成の際におきまして、これに對していろいろな検討を加えておる次第でございます。もちろん補助金を整理いたしますと申しまして、決してその補助金が補助金なるがゆえにどうであるかどうであるかということではないのでございまして、その内容につきまして、真にこれは補助金として残す必要があるものであるかどうか、それから補助金として真に適切な国民の要請にこたえておるものであるかどうか、真に適正なる要請にこたえておるものではないとすれば、いろいろ批判のもとになるようなこともないはずである。

今お話のように大体二十億程度のものでもございするけれども、そのほかにその法律に關係をいたしません分、検討を加えまして、さらに整理を行いました分が三十一年度におきましても三十六億ほどに上つております。そういうふうな關係で、決して補助金臨時のこの法律の分だけで補助金整理をやつておるということではないのでございまして、この法律だけでございすれば、多分に今の御質問のような批判もあらうかと思ひます。しかしながら、なお法律に基きません分野におきまして検討を加えまして、そういうふうな結論を出しまして、そういうふうな全体として六十億程度になります補助金の整理の一環としてお受け取りを願ひたいのであります。この法律は特に毎年延長いたしております、いわば政府は何をやつておるかというふうなあるいはお感じもあらうかと思ひますが、今申し上げましたような關係で、毎年検討を加えまして、その対象が大ききものでございしますから、徐々に実はその整理の方を進めております。この法律もそういう形になつております。その点を御了承願ひたいと存じます。

○岡三郎君 三十六億他に削減しておるといふ説明ですが、その内訳の要項ですね、それを私資料として出してもらいたいと思ひます。その点委員長にお願いいたします。

それからさらにこれは国の政策につ

ながるものですから、まあ大臣に聞かなければ、これは要點を得ないと思うのですが、大蔵大臣は昨年でもですね、就学困難な児童のためにやつた方がいという考え方で、この点はわかるんだが、文部省の方として、私はこの補助金が制定されたときには、国の政策として打ち出されてきておるもので、一朝一夕に文部省自体が就学困難な児童にのみやるといふことについて養成するのは私おかしという見解を持つておるのです。これは財政的というより教育的な見地からかういふふうなものを制定するときには考究されたと思う。ですからそれが形が變つていくといふことについては、やはり相当検討されておると思ひますが、何と言つてもやはりこの教育に關連しては、就学困難な者だけにやるといふことは、この義務教育の建前から言つてね、困難な者のみにやるといふことは、私はどうしてもおかしい。しかも新しい人生のスタートといひますか、教育を受けようという子供にやる場合には、やはり子供にひがみを超させぬために、やはり總体的にこれを見てやる、こういうふうなやはり心くばりといひますか、心配をしてやらにやいかぬと思ふのだが、文部省自体としては将来このような新入児童に對して全部やる方法を考へておるかどうか、その点一つお聞きしたいと思ふのだが。

にけつこうな行き方だと思つておりますが、これの実施が困難であるということであれば、現段階として就学困難な、教科書が買えないために学校に行けない子供を救済するといふことの方が先決問題である。こういう観点から新たに立法をお願いしておるわけですね。それからもう一つ、貧困な者にだけやるといふことは理解できないというお話でございしましたが、先ほども中尾政府委員からおつしやいましたように、これは貧困な者を救済するといふ点からは、広い意味で社会保障に連なる意味もあるかと思ひますが、むしろ就学奨励という観点からこの法律をお願いしておるようなわけでありまして、それから自尊心を傷つたりあるいは卑屈感を与えたりすることがないかといふお話でございしますが、これは私どもの指導によりましてそういうことは決してないようこの法律の趣旨を徹底させたい、こう考へております。それから今後こういう法律を新たに復活する考へがあるかないかというお尋ねでございますが、そのお答えに對しましては私ちよつとここで私の立場をいたしましてお答え申しにくいのでございします。

○岡三郎君 そうすると文部省の方としては、この第六条のこの条文といふものは、今直ちに廃止するの必要を認めおるのですか。

○説明員(安嶋彌君) 先ほど来申し上げておりますように、まあ前の政策の転換をはかりまして、新たに就学困難な児童に對する教科書の給与を行いた、こういうことであります。

○岡三郎君 それだから、今財政的に見て思ふようにいかなから一億六千

万円程度でとめておくのだということはわかったが、それから考へて、將來もう少し何とかしてやりたいというふうな考へ方が文部、大蔵両當局から言われておるわけです。そういう趣旨からいへば、何もこの条文を廃止する必要は認めない。つまりこれを一年ここで延期しておいて、これは一年、百歩を譲って延期しておいて、そうすればこれは実施されない。そうしてその段階として片一方の方で一億六千万円程度で本年はやってみるのだというならば、まだ少し理解できると思ふのだが、それを出すことによつてこの条文をこの法案では延期しておいて、片一方の方で廃止するその必要性を認め得られないのだけれども、どうしてそれを廃止しなければならぬか、それを聞いておる、これは大蔵省の方から聞きたい。

○政府委員(中尾博之君) この補助金の問題につきまして、従来の法律を延長いたすという建前で三十九年度は参ったわけでありまして、従つて潜在的にはこれは延長ということに、停止の延長ということでありまして、もとの法律が前提になつておるわけでございます。しかしながら今回、それを三十九年度で延長いたしました、そのまゝになつておる、これに對しましていろいろ検討を加へまして、それで延長するだけではこれはいかぬのであつて、新たにそういう財政の能力の可能な範囲内で理想に一步でも近づく姿でもつて出資する、こういう結論を得まして、今回の就学困難な児童のための教科書の給与に關する法律を考へたわけでありまして、これを考へてから考へ方にかへた次第であります。従いまして、從來

の分をこれと差しかえる意味におきまして廃止と申し上げたのであります。○岡三郎君 その点文部省の一つ意向を聞いておきたい。○説明員(安嶋弥君) 今中尾政府委員からお話がありましたように、従来の考へ方を変えたわけでございます。従来の考へ方と申しますか、従来のやり方の裏づけになつておりました法律をこの際廃止した、こういうことでございます。○岡三郎君 私はその点が問題だと思ふのです。一応その財政的に見ていいことだけれども、これを延期してきただけのこと、將來これを復活したいという意図があるということが前提にならなければ私はおかしいと思ふ。でなかつたら、全面的にさらにこれを全部検討し直してやはりやる必要があるというふうな考へておるわけなんです。先ほどの説明からいへば、金がないからまあせめて一億六千万円程度で義務教育中の就学困難な児童に教科書を給与するのだ、ところが今の説明でいうと、考へ方を変えて、もとを打ち切つて、これだけに今後するのだというところは、義務教育をどう考へておるのか私にはわからない。他の補助金と違ひますよ、これは。だから政府は上から下まで憲法精神であるというのを言われることはそこにあるのです。憲法をどう考へておるのか。そうならば、一たんこういうものを憲法に従つて政府が政策として打ち出したものを、金がないから一時延期しようということはわかるけれども、ほかに肩がわりをしておいて、この法律は、この条項は抹殺してしまう、これでは少しむちやしないかと私は思ふので

す。それで私はその点でこの法律について賛成するか反對するかの態度をきめようと思つておるわけです。だからこの条文では延期するということをやつておいて、延期したとたんにほかの法律が上つて、この条文が死んでしまふというのだったら、補助金等の臨時特例等に關する法案は審議できないですよ。それは憲法を輕視し過ぎるし、この法律審議をばかにしているものだと思ふ。來年廃止するのなら廃止しない。今これを延期すると言つておいて、片方で廃止すると言つておいて、そんな審議の仕方はないと思ふ。逆に言へば一事不再理の原則に適合してゐるのではないかと思ふのです。この委員会では延期をきめておいて、ほかの委員会では、ここで決定したものをくつがえすというところはおかしいじゃないですか。その点はどうか考へますか。

○政府委員(中尾博之君) 今の憲法輕視の御質問であります。決して政府はそういう憲法を輕視いたしません。それはそういうことを考へましたり、あるいはそれについて輕く考へましたりいたしましてこの問題を處理いたしておるわけではございません。憲法の精神を順守いたしたいという氣持から今回の措置に切りかへまして、実施可能な範圍内に置きましてこの措置を新たに作りまして、從來はそういう建前があつたとはいへ、實際問題として實力これに伴はず、有名無実の形になつておりましたのを、實際に即します方向で一步でも憲法の精神に近づきたいというところからこれを考へて、こういう措置をとつておるのでございます。その点は一つ決して輕視というふうなことはなく、むしろその逆に、いかに苦

慮しておるかということをお察願いたしたのであります。○成瀬權治君 文部省が教科書無償配給に關する方針を変えたのか、それとも財政上やむを得ないからというので、大蔵省の方針とかいろいろのことであつて、そうして文部省はこれを受け身の形において変えざるを得なくなつたのか、方針が變つた變つたとおっしゃるのだが、どういふところであつたのか。○説明員(安嶋弥君) この新たに入学する児童に對する教科用圖書の給与に關する法律は、施行が停止されましてから二年になるのであります。その間、これを復活せよという意見が各方面に非常に強かつたのであります。○成瀬權治君 文部省を聞きたい。○説明員(安嶋弥君) 文部省でもそういう考へを持つておつたわけでありまして、前大臣の松村文相のときに、これを何らかの形で復活したいというのを言明なさいました。それが今回この形での復活してきただけでございます。

○成瀬權治君 そうすると復活するということはわかつたのだが、廃止する、今度今までは無償のやつを廃止する、それはどういふことでやつてきたのか、どういふ経路で廃止するということに方針が決定したのであるか。去年は片方では復活ではなくて續いておつたのです。ある程度やつておつたのです。

○説明員(安嶋弥君) 前のものが新たにこういう形で復活してきたというところでございます。前のものを廃止した、こういうことでございます。○岡三郎君 その論争は、これは文部

大臣とここに大蔵大臣が來てもらわなればならぬと思ふ。従つて文部大臣と大蔵大臣に來てもらつて私はやり得ない。それから法文の、法律論議にしても、ここで停止を延長しておいて、別の委員会でもそれを廃止するという法律審議が行われておるといふことは私は解せないです。大蔵委員会だけは延長して下さい、ほかの方では廃止します、そんなばかなことがあるかね、どうなんだそれは。

○政府委員(中尾博之君) 形の上ではまあそういうことでございます。決してこれは大蔵委員会だけで延長をお願いいたしまして、向うでさらにそれを別途廃止をお願いしておるわけではございませんので、ただ技術的に申しまして、從來の停止の措置というものは、これを技術的には延長を一応いたしておきまして、別途向うの方でもつて本来の法律が變る、それに差しかえられるという措置を講じた場合には、それに伴ひましてこの措置も消滅させる。消滅させるかさせないかというのは、就学困難の方の法律と運命をともにして処置していきたい。こういう趣旨で、こういう手続になつたものでございます。もしお説のようなことのできまして、向うの法律はまた向うの法律、これは国会の御議決にまかされておるわけでございます。それでこちらの方で何ら延長いたしませんということになりまして、かえつて政府はそれでは本来の法律を全面的に実施するの、あるいは新しい就学困難な法律をやるのか、そのどちらかでいくというところになるわけでありまして、實情はそうではございませんで、

大臣とここに大蔵大臣が來てもらわなればならぬと思ふ。従つて文部大臣と大蔵大臣に來てもらつて私はやり得ない。それから法文の、法律論議にしても、ここで停止を延長しておいて、別の委員会でもそれを廃止するという法律審議が行われておるといふことは私は解せないです。大蔵委員会だけは延長して下さい、ほかの方では廃止します、そんなばかなことがあるかね、どうなんだそれは。

○政府委員(中尾博之君) 形の上ではまあそういうことでございます。決してこれは大蔵委員会だけで延長をお願いいたしまして、向うでさらにそれを別途廃止をお願いしておるわけではございませんので、ただ技術的に申しまして、從來の停止の措置というものは、これを技術的には延長を一応いたしておきまして、別途向うの方でもつて本来の法律が變る、それに差しかえられるという措置を講じた場合には、それに伴ひましてこの措置も消滅させる。消滅させるかさせないかというのは、就学困難の方の法律と運命をともにして処置していきたい。こういう趣旨で、こういう手続になつたものでございます。もしお説のようなことのできまして、向うの法律はまた向うの法律、これは国会の御議決にまかされておるわけでございます。それでこちらの方で何ら延長いたしませんということになりまして、かえつて政府はそれでは本来の法律を全面的に実施するの、あるいは新しい就学困難な法律をやるのか、そのどちらかでいくというところになるわけでありまして、實情はそうではございませんで、

延長をいたしますか、あるいは就学困難な法律の御議決が得られますなら——もちろんこれはお願いしたいところでございますが、得られますならばその方に移り変わる。こういう二段に考えてこういう形になっておる次第であります。

○岡三郎君 これはよく私もわかりませんが、この第六条を大蔵省の意見に従えば、ここで一応延長しておいて、大蔵委員会で、法律審議の過程でこれが廃止される、こういうふうになっておるといふ話ですが、この第六条は、延長しないとなれば実施することになります。その根本的な法律を、補助金関係ではなくして、この法律自体、もともと補助金を出したときの法律ですが、それを廃止するという法律をこゝへ、大蔵委員会なりにかけるわけにいかんのですか。

○政府委員(中尾博之君) この大蔵委員会にかけますかどうかは、実は私の方からちよつと申し上げかねますが、法案の技術的な必要性から申しますならば、補助金の臨時は主として財政的な配慮を強く持った法律でございます。それによつて臨時の特例といひは停止の延長という措置を考へておられます。基本的な制度を根本的に変えるというところを取扱う法律になつておられませんので、取扱うことははばかりがあるかと存じます。なお廃止いたしまする措置は、新しい法律によりまして、就学困難な児童に対する措置がとられることを前提としていたしまして、これといふ身がわりに廃止するのでございしますから、その措置は向うの方の法案で処理することが必要になつて参るわけでございます。

○岡三郎君 私はこの昭和二十七年法律第三十二号、これは実質的に廃止されるという形になつておるのだから、やはり補助金関係として法律第三十二号は廃止するというのが委員に出してもらつた方が、文教委員会の方は文教委員会の方で、就学困難な児童のための教科用図書、これを支給するといふ法律案をやつてもらえれば私は差しつかえないと思ふのだが、こゝういふ趣旨ならば。

○政府委員(中尾博之君) お考えのような措置もとり得ることであると考えます。ただし政府といたしましては、あくまでもやはり憲法の関係もございしますし、できるだけの措置は講じて参りたいと思つておる。実は気持はあるのでございまして、新しい就学困難な児童に対する措置の法律は、もちろんこれは政府としてお願いいたしておるところでございます。その法律の御議決の模様にかかわりなく、極端なことを申し上げますと、これは私申すに、くいのですが、何らかの事情によつて容易にあらが実施できない、御同意が得られないというような場合におきまして、なおかつこの基本的な法律を廃止するといふところまでは政府として考へておるわけではございません。あくまでもこの法律を廃止いたしますのは新しい措置との差しかえによつて廃止したい、こゝう考へております。次第でございします。それでこゝういふ段取りになつておるわけでございます。

○岡三郎君 大蔵委員会の審議としてそれは非常に迷惑だということになると思ふのです。ですから私は何も廃止するといふことを強く言つておるわけじゃない、できるだけの措置をしたいといふ大蔵当局の親心があるならば、こゝで停止を延長しておるんだから、何も別個の法律でそれを廃止するといふことを今すぐにはやらなくたっていいじゃないか、こゝういふ意見なんです。今こゝで延長されておいて、その同一会期中にはかの委員会ではその法律を廃止するといふことをやつておる。そのかわりとして別の法律を出して、おるといふのが、別の法律はそれは別だ。とにかくこの法律を延長するといふことをこゝでかけておきながら、別の委員会では廃止するといふことを要請している、こゝういふことになると思ふのです。だからその点でこゝで延期したならば、一応廃止するといふことはこの国会で何も急いでやる必要はないじゃないかと私は言つておるわけなんだ。

○政府委員(宮川新一郎君) 中尾法規課長よりする御説明申し上げたのでございしますが、今回大蔵委員会御審議願つておられますのは、御承知のように十八件の法律によりまして補助金の停止の有効期限を一年延長するといふこととあります。一応御承知のように、こゝういふ延長する必要があるものでございしますならば、この法律におきまして停止事項のみならず、廃止のことも明らかにすべきでございしますが、私どもの方で審議いたしました際に、一応全部を廃止するとかあるいは延期するといふのは、なかなか各省との間に意見の調整ができませんで、一応延期するといふことにいたしましたのでございしますが、御承知のようにこの法律で延期いたしておりますのは、貧富の別なく算数、国語の教科書に限りまし

て与えようといふ現行の法律になつておるのでございまして、これを一年延ばそうとしたのでありますが、わずかな金ではございしますが、貧富の別なく国語、算数の教科書のみ無償給与するといふのは、他とのバランス、また財政の現状から見て適當でない。この際むしろ就学困難な児童に全教科書を無償給与するといふ体系に直した方がいいんじゃないかといふ文部当局並びに大蔵当局の意見によりまして、別途法律を出す、この法律は当然所管と申します。国会の御審議を願ひます。これは文教委員会の方で御審議願うわけでありまして、一年有効期限を延長いたしました特例法のこの関係の条文だけを削除しようといふことで別の法律の方に削除の規定を設けました。かやうな次第でございします。

○岡三郎君 それを一応聞いてみて、それだけのできるだけの措置を講じたいといふならば、こゝで延期したならば、何もそれを急いで同じ会期中に別の委員会に廃止する必要があるのじゃないかと私は思ふ。すぐ金を出せ、別途一億六千万円の措置をして、この五億円の措置は延期するといふことをこゝで含んでやはりわれわれは考へておるわけで、こゝういふことになれば、一応延期するといふ建前をとつて、幾日もかからないで別の委員会ではそれは廃止するのだといふふうなことはおもしろくない。だから一応廃止したかったならば次の国会なり何なりにしても、一年間延長しておるのだから、いささかも困ることはない。これを無理に考え方を變更したということに

なると、この考え方を變更するといふことは納得できない。どうしても金が足りないから、どうしてもこれきりしかできないのだといふことでなければ私はいかぬと思ふ。一年生にやるのが、おかしい、全部算数、国語の教科書をやることはおかしいといふならば、義務教育を無償にすることはおかしい、憲法をおかしいといふことをあなたの方役人は言つておる。私はそんな形式的憲法論議をしようとは思ひませんが、憲法の規定を順守して、できるだけそれを実施していくといふ精神があるならば、やはりこの条項を一年延期するといふことをこゝで決定するならば、直ちに別の委員会にこれを廃止するといふことは納得できない。しかも実行期間として一年延期されていくならば、次の国会で廃止したければなんぼでも廃止する方法はあるわけですから、それをこゝで延期しておきながら、別の委員会に廃止するといふことは私は納得できない、国会審議上……。

○政府委員(宮川新一郎君) ごもつともでございますが、私どももいたしましても、一年々々こゝういふ特例法でもちまして補助金に關係します法律の有効期限を延長していくといふことはきわめて變則的なものと考へております。できるだけ早い機会におきまして廃止するならば廃止する、もとへ戻すならばもとへ戻す、法律を恒久的なものにするならば恒久的なものにするといふこと、恒久的な立法をいたすべきと考へておるものであります。今回こゝまでの措置をとるまでに至りませんために、今回は一年延長したわけでございますが、できるだけ機会あること

にもとの法律の方を修正いたしまし

て、こういう臨時特例法の内容に規定されております事項をできるだけ少くしたいと考えております。その表われのため、今の就学困難な児童の補助に關する法律案を御提案いたしたわけでありまして、別に同じような問題といたしまして性病予防対策の關係も別途の法律を出しておる次第でございます。できるだけそういうふうな機会あることに直していききたい、こういう考えでございます。

御指摘になりました憲法の問題は非常に重要な問題でございますが、私もその解釈といたしましては、義務教育は無償とするということは、別に法律を設けて、御承知のように義務教育費国庫負担法の定めるところによつて定めていけばよろしいのではないかと、教科書を現在国語、算数の教科書を無償で配布しておりますことをやめることは、必ずしも憲法に違反するものではないと、かように考えまして、別に出しております法律の中で削除いたすことにいたしました。でございますが、停止になっております關係上、財政負担は伴わないから必ずしも今削除しなくてもいいではないかと、来年削除すればいいじゃないかということは、まことにごもつともな御意見でありまして、先ほど申し上げましたように、できるだけ機会あることに特例法の内容を恒久的なものに変えていきたい、こういう趣旨から付則に入らせていただいた次第でございます。

蔵關係では数限りがなくあるのです。一年ずつ延長しているのは、だからそれを整理するといふならば全部整理しろと言いたくなるくらいにあると思う。特別措置法の中でも一体どつちがほんとうなのかわからぬというくらい延長している法律が一ぱいある。だからそういうふうな点でこれだけを抜き出して廃止するといふことを今強調する必要はないのじゃないかと私は思ふのだ。憲法の違反とか何とかというのではなくて、やはり一応従前政府がとつてきた態度というものを尊重して、そうしてそれを今すぐ金を出して実施しろと言っているわけでもないから、この法律で一年延期しておきながら、同じ会期にしかもごく近い時期にこういったものを廃止するといふことになればおもしろくないですよ。これは……だからそういうものは時間的に考えても今すぐやる必要も私はないと思ふ。必要性が……十分政府の意図に従つてやろうとするならば、時間的な余裕があると思ふ。そういうふうな点であつて必要がないといふことを私は言っているわけなんです。がね、これは水かけ論になるかもしれないませんが、私は私の考えが正しいと思つて言っているわけなんです。

要項といたしましては、別に閣議の決定を見たといふような姿で成文になつたものではございませんのであります。二十九年以来毎年検討を加へましていろいろな項目を立てまして、あらましの考え方は實際問題として貫かれたものがございまして、それに従つて実施いたしましたわけでございます。その考え方といたしましては、まず地方公共団体に対する補助金の問題が大事な問題でございまして、これは主として地方自治体と国との關係におきまして負担区分をなすべき整理いたしていきたい。そうして中央の仕事は国の負担とし、地方の仕事は地方の負担とする。同時に地方の負担を保有財源として付与して、地方議會の批判と御議決によりましてこれを運営していくという態勢にだんだん持っていくといふことを考えておるのでございまして、つまり地方公共団体がどの団体も普遍的にしかも恒久的に、しかも大體經常的に必要といたしますような経費に對します補助金は逐次これを整理いたしまして、その整理いたしました金額に相當するものは地方の保有財源としてこれを地方に付与いたすといふことを考えているわけでございます。これらの關係におきましては従来から措置いたしておつたものでございまして、今年度におきましても、合計いたしまして、主としてこれは職員に對するもので、九千八百八十六人という補助職員を純然たる地方負担の職員に切りかへまして、同時にそれに必要な財源を地方に付与することにしたしております。なお地方公共団体の財政と國の補助金という

ものにつきましていろいろ問題がございまして、もちろん補助金は國の施策を浸透徹底させます上におきまして大事な制度でございまして、一方地方公共団体の財政の事情に對しましては、實際にそれが常に調和のとれた姿になつておりませんといふ問題が生じます。主として公共事業費等の關係、その他臨時的な施設等に對します補助金、こういうものの事業量を相當程度圧縮することを考えたのでございまして、しかしながら、もちろん補助金だけを圧縮いたしても、實際には地方でやらざるを得ないといふような補助金を圧縮するといふことは適當でございせん。それらのものには對しましては十分な考慮を払いまして、補助金の整理をいたしますと同時に、地方の負担をまた緩和するといふような措置を講じてございまして、これらの關係におきまして十七、八億の金額を補助金において浮かしております。これに對應する地方の負担もそれだけ軽減されておるわけでありまして、なお補助金の整理に關連いたしまして、これらの考え方と關連いたしまして、地方財政の負担を軽減するといふ点から、従来の残りましての方の補助職員につきましても、存置いたしますものにつきましても、その補助単価の適正化をはかる、あるいは補助の對象額を擴張するといふような措置を講じまして、國費において八億七千五百万円ほどの持ち出しをいたしまして、國庫の補助金をふやしますと同時に、これに對應いたします地方の負担といふものが従来やみに隠れておつたのでありますが、これ

を地方財政計画の財政需要に新たにこれに對する財源措置を講じておる次第でございます。

次にいわゆる零細補助金その他いわゆる不効率なる補助金といつたものに対する批判がたいぶあるようでございまして、これらにつきましては、もちろん運用上の面におきまして解決される面が多々ございまして、それらの努力は別途予算実行上において講ずることとはいたしたけれども、そのほかにこれに予算の編成に當りまして、いわゆる補助金の整理の線からもこれの要望にこたへるという意味におきまして、主として農林省關係に多いのでございまして、これらの補助金、いわゆる零細として検査院あたりから特に指摘されることの多かつた補助金を取りまとめまして、新たに各都道府県に農業改良基金といふものを設けて、これに對する補助金にこれを一括切りかへるという措置を講じたいと思つております。こういうことによりまして、いわゆる行政的な、形式的なやり方によりまして補助金の零細化といふようなことを避けて、あくまでこれは借りる金であるといふような觀念に切りかへることによりまして、合理的な金の使い方が期せられるように、しかも行政の目的を達する上にも支障がないようにといふような面から考えましたのでございまして、この關係が、（岡三郎君「もういいよ」と述べ）まあ大体そんなふうなことで整理の方針を決定いたしましたようなわけでございまして。

○岡三郎君 だいぶ時間がたつたから議事進行をしたいと思いますのですが、そこでこれはやはり文部委員會の方で十

分檢討されておられるので、そちらの方に譲りたいと思いますが、やはりそういうふうな考え方で簡単にやられちゃ困る。だからやはりここで一カ年停止を延長するというのをきめたならば、やはり一応大蔵省の趣旨を生かすために、われわれがここで審議したことを生かすために、やはり暫定的にそういう措置をとられるということを一いつけ加えて、他に質疑もありませんが、時間がたっているので私の質問を終ります。

○成瀬權治君 ちようど緒方さんが来ていらつしやるから伺いますが、根本的にその文部省の考え方が変わってきたというふうな受け取れるわけです、今度の法律の改正で、文部省はなぜそういうふうな根本的に考え方を變えてきたのかという点について明確にしたいなと思います。

○政府委員(緒方信一君) 従来新たに入学します児童に対して一律に国語、算数の教科書を給与いたしましたのでございまして、これはその生活の程度にかかわらず一律にいたしましたのであります。このたび考えております法案並びに予算の關係をいたしましては、生活保護法の保護を受ける程度に、それに準ずる程度に生活が困っている、そうして就学が困難だという者に対して教科書を、これはそういう者に對しましては小学校だけでございましてけれども、それに対して全学年にわたりますして給与しよう、これが今度の新しい考え方でございます。で、まあ現実の問題をいたしまして、生活困難のために教科書を買えないということ、これは非常に大きな問題でございまして、いずれの政策を先にとるか

ということになりますと、どうしても今考えております政策を文部省としてはとっていききたい、これは一年生だけでございせんので、一年から六年までの全部の学年にわたります、困った者には全部の教科書を給与していただくのが新しい法律でございまして、これは義務教育でございまして、父兄が、その保護者がその子弟を学校に出さなければならぬ義務を、就学義務を負わされておるのでございまして、この就学義務を履行するのに困難な者の負担を軽減していくということは、やはり文教政策としては優先的にとるべきじゃないか、かように考えた次第でございまして、従来の法律を廃止いたしまして、新しい法律を立てていきたい、これがまあ私の考え方でございます。

○成瀬權治君 まあ義務教育云々ですが、憲法の二十六条には「義務教育は、これを無償とする」ということが根本的に書いてあるわけなんです。それで一年生が、たとえば算数と国語は無償でやった、それを二年生までやったことも、三年、四年、五年、六年とこれを拡大していくことこそ私は法律に非常に忠実であり、憲法に忠実であり、文部省の最大責務だと思うわけなんです。それを貧困にあるいは貧困に準ずる家庭の子供にやるのだということも、それは私はわからぬことではないのですよ、それははいよりもいいわけなんです。しかしそれよりも前に、一度一年生と二年生に算数と国語を無償でやったことがあるのです、実際、それを今度廃止してしまつて、そうして進歩保護家庭の子供にやるのだから、前にあるりつぱな法律を廃止し

なければならぬというその理由がちょっとわかりかねるのだから、根本方針をなぜ變えたか、私は憲法にあるのだから變えるのがおかしいと思うのです、それにのつとてやつたのだから、だからもっと變えなければならぬかつたというその根本的な理由について説明があるのならば一つお聞きしたい。単に財政的にできるとおっしゃるのだったら、前にやれた、それがなぜできなかったか、そういう点を聞きたい。

○政府委員(緒方信一君) お説の通り義務教育の無償というところは憲法にうたつてあるわけでございますが、これを一挙に全部教科書を無償で給与する、全部の子供に對して給与する、これはどういふ國家財政の現状から、あるいは地方財政の現状からいって、あるいは不可能に属することと今日では言えと存じます。そこで先ほど申し上げましたように、就学義務を課せられておるわけでございまして、その父兄が就学義務を完全に履行できない、こういう者に対してこの困難を軽減してやるために、困った者に対しては、まずこういう措置をとって教科書を給与していく、これがやはり義務教育無償の原則に近づける道じゃないか、と存するわけでございまして。従来の法律は、これは一年生だけでございまして、一年生だけに對しまして国語、算数の教科書を、これは生活のいかににかかわらず給与する、この法律の趣旨は國の水準を維持するということになつておりますけれども、この政策よりも、困った者に対して全学年にわたつて給与していく、この方がやはりとるべき政策じゃないか、かように考

えておるわけでありまして。

○成瀬權治君 そうすると生活保護を受けておる子供は今までおつたわけです。そうすると今度対象になる子供は、進歩生活保護というのですか、そういう対象者というのですか、どのくらいあるのですか。

○政府委員(緒方信一君) これは生活保護法を受ける程度に困難をしていて、それに準ずる程度ということでございます。それによつて、相対的な、比較的な問題だと考へるわけでございまして、今度、文部省といたしまして考へておりますのは、予算をいたしましては一億三千万円でございまして、全児童に對しまして一・七％くらいに当ります。で、これはどこまで給与したらその困難が十分救えるかということ、は、今申しましたように、まあ非常に押えることは困難でございまして、とりあえずその程度のもので実施していく、かように考へておるわけでございまして。生活保護法によります教育扶助を受けている児童の数は、全児童に對しまして、大体三・三％近くになると存じます。

○成瀬權治君 そうすると緒方さん、あなたの考え方では、一つ義務教育は無償に近づけよう、その前に一年生の算数、国語をやつて、これを漸次擴張していつて六年生まで及ぼそうじゃないかという文部省は考え方だった。ところが今度はそれよりもなお進歩生活保護の対象をどんどん拡充していつて、最終的には義務教育を無償に近づけようじゃないか、そういう方針のもとに今度新しく、これの方がより合理的な考え方だから變えるんだ、こ

うわけでですね。

○政府委員(緒方信一君) 現在の法律でございまして、昨年、一年の新入生に對しまして、國の視察を表するためという目的が規定されておりました、一年生だけに對してやるという考え方、立つております。このたびの新しい法律は、全学年にわたつてやろうということでございます。そこには考え方の違ひがございまして、今お話のように、これは財政上の關係もございまして、これはなるべくこの新しい措置を拡大していきたい、かように考へております。

○成瀬權治君 そうするとこの一・七％の対象になる進歩生活保護者ですね、その認定はだれがどこで決めていくわけですか。それからもう一つ、配分方法ですが、それを市町村にあつた方で大体児童に對して一・七％を按分されるのか、それとも何か別な方法で資料をとつておやりになるのか、その点はどうなつておりますか。

○政府委員(緒方信一君) この認定はこれは政令で定めることになつておりますけれども、市町村の教育委員会がやることに相なります。その場合、たとえば民生委員とか福祉事務所の長とかに相談してきめていく、こういうことにはいたしたいと存じております。それから後段の、予算の配分内では、先ほど申し上げました教育扶助を受けたいものを勘案いたしまして、予算を配分したい、かように考へております。

千万というのは一・七%ですね。そうして文部省が大蔵省に要求したのはもっと上回った数字だと聞いておりますが、一応あなたの方の準要保護児童というものをこのくらいが理想に近いものだという大ざっぱな数字はどのくらいなんですか。

○政府委員(緒方信一君) これは先ほども申し上げましたように、非常にわずかしい問題でございまして、まあ標準の程度をどこまで抑えていくかという問題にも関連いたしますので、これは非常にむずかしい問題でございまして、で、各地方などで任意に各地方団体でやっているものもございましてけれども、これも非常にまちまちでございまして。まあお説のように、予算要求といたしましてはもっと高い比率を求めたのでありますけれども、とりあえず一・七%で実施していく、その実績も勘案したい、かように考えているわけでございまして。御質問の、どこまでいったらその困難を十分除去することができるとかというパーセンテージの算出はちょっと困難かと存じます。

○成瀬幡治君 最後にもう一度念を押したいのですが、「義務教育は、これを無償とする」というのが憲法の第二十六条ですね。それを具現する方途として、文部省としてはどういう根本施策をとろうとしてお考えになったのか。特にこの教科書の問題にからんでもう一度そこで明確に御答弁願いたいと思います。

○政府委員(緒方信一君) 憲法の義務教育無償という原則は、これは理想を掲げたのでございましてけれども、財政の許す範囲においてそれに近づけていく努力をしなければならぬと思っております。

ります。現在におきましてはこれを端的に表わしておるのは、義務教育の公立学校におきましては授業料を徴収いたしておけません。それからそのほか施設設備を公費でもってこれを整備いたしまして、そうして授業料を徴収しないです。これは端的な義務教育無償の表われでございまして。この理想に沿うてそういう趣旨を実現するように、その一つの政策としてはこのたびの法律もこれに資するものであろうと考えます。そこで今の貧困であつて就学義務を十分に果たすことが困難であるという者に対しては、これはこのたび文部省としての政策として、これは教科書と給食と両方やつておりますけれども、こういう方面から進んでいきたい、かような考えでこの法律は提案いたしておる次第でございまして。

○成瀬幡治君 どうも緒方さん、あなたは私にしばしばとられては大へんでしょうから……、これからやるなんて言つて力んだら、なかなか大蔵省は予算をくれないだろうから慎重だと思ひますが、たとえば学用品の問題とか、いろいろなことがありますが、やはり義務教育を無償に近づける大きなものは、父兄の負担の度合いからいえば、教科書というの大きな比率を占めておると思うのですが、だから教科書というものが第一じゃありませんか、今あなたのおっしゃったようなものはだんだんと無償に近づけていかなければならないと思うのです。だから教科書などは、これはやはり一進一退でございましておるのじゃなくて、前進がされなければならぬと思つて、前進しなくてはならぬと思つて、前進し

ては相当文部省とすれば、今度は一つ教科書を無償にしていこうじゃないかという一つ大きな方針を立てると、それに対しては、まあこの前の一年生のやつは、今お聞きしますと、あれはお祝いのつもりでやったので、教科書の無償に近づけようとするワン・ステップではなかつたのだと、それを今度は一つ貧困家庭から少しレベルを上げた、準要保護児童に対してまで運用して、そしてまた今度はこれを拡大してやつていく、こういう方向にいくのかいかぬのか、そのところをもうちょっと念を押しておきたいのです。大蔵省はそれを十分承して、そういう方向にいくのだというのを了承して、今度の一億三千万なら一億三千万という予算を認めているのか。大蔵省の責任でこれを確保する方がおられないとしたら、一つあなたが折衝されたのだから、どういふ過程で折衝されたか、大蔵省はそれに対してどんな意向であつたかということをお答弁願ひたい。

○政府委員(緒方信一君) 私どもとしては十分努力をいたしまして、この政策の拡大に努めたいと存じます。ただ予算の問題につきましては、これは毎年予算折衝を具体的な問題といたしていたすわけでございまして、今後大蔵省と来年度、実施しました結果に基づきまして、十分にこれは折衝をいたしまして、私どもとしては十分拡大していきたい、かように考える次第でございまして。

ものと考えます。しかし憲法の規定にございまして、法律の定めるところによつてやつていくことになつておりまして、その点につきましてはやはり財政負担の点も考え、どういふ点をまず無償にしていかなければならぬ問題かと思ひます。先ほど御説明いたしましたように、現在二十九年度までは一年生の、新入学生に対してだけ国語と算数だけの教科書を無償で給与することになつておつた、憲法の精神からいいますならば、できるだけそれをも単なる国語、算数だけに限らないようにするということに発展すべきものと思つております。この点につきましては、財政計画の点も考えまして、この際、ひとしく教育を受ける権利を有するといふ憲法の精神から見ますと、生活要保護者ではないけれども、それに近いボーダー・ラインの人たち、いわゆる要保護児童に對しましては、金持ちの家庭の一年生に国語、算数の教科書を無償でやるよりは、生活に困つておる、いわゆる生活保護の適用を受けているけれども、生活に困つておる人たちの家庭の学校の子供たちに対しては、全学年に教科書を無償で給与するといふ方が、憲法の精神に合致するんじゃないか、かように考えまして、今回こういう措置をとつたのでございまして、できるだけ義務教育の無償の問題につきましては、財政の許す限り、大蔵省としても文部省とともに善処して参る考えでございまして。

○成瀬幡治君 大蔵省が、前に一年に算数、国語をやつたときは、予算はたしか五億ぐらゐ出たと思つたのです。今度は一億三千万と減つてゐるのです。何とおっしゃつても……、実質的には一度ゼロになつたところがあるので、すけれども、これは減つてゐる。私はあなたのおっしゃるようなふうで、考へ方はそうだけれども、生活保護の人たちは気の毒だからやるのだと、それはわかります。納得しますけれども、そうなるかと減るということがどうも納得いかない。だから大蔵省は、こういうときだけうまい答弁をしても、実際予算をしっかりと組んでくれないならば、うにもならないのです。だから来年度は、少くも一億三千万の倍ぐらゐに算数、国語を無償にすれば、倍に来年度は近づける、その次は、三年度にはそれを上回つていくというふうな財政計画というのですか、あなたの方も大蔵省もそれに対して協力するといふ決意がほしいと思つたのですが、その決意はどうですか。

○政府委員(宮川新一郎君) 来年の問題につきましては、直ちに明言は私にはできませんが、ことしにつきましても、文教費につきまして科学研究費を増額いたしますとか、いろいろいたしておるのでございまして、ただいま御指摘のような、五億何千万が一億三千万になるというところは御指摘の通りでございまして。やはり文教関係の経費全体を見なければならぬわけでございます。他の財政需要とのバランスも考えなければならぬので、これを二倍にする、三倍にするという決意まではちょっと明言いたしかねます。できるだけ御趣旨に沿うように予算計上につきましては努力いたしたいと思ひます。

○白井勇君 ちよつと私緒方さんに一言伺いますが、教科書は、物そのものを困る要保護者の児童にやるわけですね。教科書そのものを。そうしますと、なぜ給与費につきましては、要保護者、準要保護者に対しては、金をそういう該当の各家庭にやっつて、そしてそれをまた学校へ持つていくと、これは実際上そういう困る家庭でありますから、学校給食費を子供がもらいまして、それを實際上学校に持つていくということができる筋合いのものじゃないのです。従つてそれを他の家庭が全部負担をして、こういうことに不合理な格好になっているのですね。それは従来文部省の方針としては、生徒に卑屈感を与えるから云々というように言ひ逃れをしては、わけですけれども、教科書そのものは生徒にやれるという筋合いのものであるならば、給食についてだつて同じことが私は言えるのだと思ひますが、やはり給食費というものは学校そのものについて要保護者なり準要保護者にはそういう費用はただでやれる。そうして一般家庭にはそういう余分な負担をかけないようになつていく、こういう格好に文部省としては助言をすべきものじゃないかと思ひますが、そこはどうかという考え方ですか、それは違ひいますか。

○政府委員(緒方信一君) 私ちよつと、はなはだ恐縮でございますが、給食の担当は管理局でやっておりますので、……教科書につきましては今お説のように……

○白井勇君 初等中等教育局長として一貫するような指導方針があるのだと思ひますから、関係方面とよく連絡を

とつて、今私が申し上げたようなことが善処されるようにやつて下さい。

○政府委員(緒方信一君) 正確なことは、ちよつと間違ひといけませんので、御了承願ひます。

○委員長(岡崎眞一君) 他に御発言もないようでありますから、質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひとうございます。

○岡三郎君 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、社会党を代表して反対いたします。

補助金を整理するということが必要は、わが党もつとに認めておるところであります。しかしこの法律の中に出てくるものは、われわれの見地から言へば必要なものもある。特にただいま質疑をかわしたところの第六條の「新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律」この法律はやはり生かして行く必要があるという考え方です。それは憲法の義務教育は無償にするという精神を受けて、保守党としてもやはり何らかの措置をしなければならぬという従前の検討の中で、せめて入学する児童に国語、算数をやりたい、この親心は社会党としても賛成をしてきたわけなんです。それを順次手広げて高学年に持つていってほしいという、こういう意図があつたわけですが、政府はその後政策を変更して、これを停止し、それ

を延長してきたことに対して大いなる不満を持つてきたわけですが、さらに今回文教委員会に提出した就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律案によつてこの条項を抹殺するということに至つては、賛成は絶対にできません。政府は準要保護児童に対して教科書を、ごく一部分であるが配付するということがよつて、考え方を變更したというふう

に言つておられることについては、なおさら憲法の条章を尊重するという趣旨から言へば、これは大きな後退であると思ふ。われわれとしては、やはり憲法の規定を尊重して、新入学児童に算数、国語というごく小部分であるが配付したというこの建前を延長してもいい、そういうふうな考え方を持つております。

それから重複する部分もありまして、文教委員会が審議されておるところの法律の中の付則の二項、三項は、国会において法律を審議する建前からいつても、この臨時特例によつて一年延期したもの、同一会期中のごく近い期間の間においてこれを廃止するということは、どうしても納得ができません。政府はこれを廃止したければ、一カ年延長していくことが決定しているわけですから、廃止したければ、後刻これは廃止する期間があるというふうな考えられます。ということになれば、一事不再理のような形になることを避けて、そうしてこの問題は十分時間をとつて、次期国会において検討せられてもいいさか、私は、政府の方としては困らぬというふうな考へるわけですから、そういうふうな法律審議の建前からいつてもこの法律に対して賛成するわけにいきません。

以上總合して、私は今回は就学困難な児童に教科書を限定して配布されるということを広めていくということについてはやはり憲法の条章の建前からいつても、義務教育ということに関しては、貧富の別なくこれを実施するということがどうしても私は原則だと思ふ。義務教育においてそのような差等をつけた考え方というものは私はやはり困ると、こういうふうな見解を堅持しておるものであります。以上の趣意から本法律案の第六條の事項に関して反対趣旨を持つておりますので、全般として反対せざるを得ません。

以上が私の反対の要旨です。

○平林太一君 私はこの補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成をいたします。

賛成の理由をいいたしますのは、先刻来岡君が非常に教育に対するうんちくを傾けられた質疑の要を拝聴したわけでありまして、まことに関心深く、義務教育に対して御熱心であることに深厚の敬意を表する次第であります。しかるにこの法案の内容は、岡君が御主張になつておられますその反対の趣旨を、実質的にはこれを最も高度に生かそうとしたところの趣旨が内在いたしておりますことを痛感いたしましたのであります。たとえば、この生活困窮の要保護者の児童に対する無償交付、これをこのたびはさらに準要保護者に延長する。さらにこれは最低年の児童より最高年の全学児童にこれを及ぼしておられるという点が、最もこれは私は岡君の御趣旨に沿つておるものでありと存じます。ただ岡君の御主張の中心の焦点と相なつておりますものは、

要するに一律にこれをいたさなければ、児童に心理的影響を及ぼすでないかという御憂慮があられるようであり、私が、私といたしましては、これは理論的にはさうなことが御心配の筋はよく伺われるのでありますが、実質的な内容におきましてはさうな影響は受けないというふうな存じております。かえつてこれを受けざる児童が受けた児童との間にさういふふうな一つの隔たりを持つて、これが事実上の教育の上で現れてくるということはありません。得ないということ、私自身少年時代を回顧いたしましてその感を深くした次第であります。ゆえにこの法律の措置は、これによつて岡君が憂慮されるような結果を生ずるようなことはない。さらにむしろこれが、御趣旨のよ

うな事柄が、この全体の法案の措置によつて最も効果的に活用せられると思ひますが、わがわがばこの法律の延長といたしまして、将来全学年の全児童に対して無償でこの教科書が交付せられるというふうな事態のすみやかに参ることを私は熱望してやみません。それにいたしましてその第一歩、その緒にこれをつかしたというこの法案の精神に対しましては、非常にしごく適正なる措置と痛感をいたしましてこの法案に賛成をいたす次第であります。

○委員長(岡崎眞一君) 他に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（岡崎眞一君） 多数であります。よって本案は衆議院送付案通り決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は慣例により委員長に御一任を願いたいと思ひます。それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

大矢半次郎 山本 米治
前田 久吉 青柳 秀夫
大野木秀次郎 菊田 七平
白井 勇 島津 忠彦
新谷寅三郎 西川甚五郎
平林 太一 藤野 繁雄
杉山 昌作 土田國太郎

○委員長（岡崎眞一君） 次に關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は衆議院において修正されておりますので、まず右修正点についての説明を聴取いたします。

○衆議院議員（黒金泰義君） ただいま提案になつております關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、私も衆議院の大蔵委員会におきましては一点だけ修正を加えたわけでございます。その修正の内容は、すでに配布してあります書面を御承知と存じますが、付則第十項の中で「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日（大豆にあつては、同日以前で政令で定める日）」と、こういたしましたので、その

同日をすなわち「昭和三十一年九月三十日」、かように修正をいたしました次第であります。

この趣旨を、政府からも御提案の理由の説明の際にも詳しくお話があると思ひますが、大豆につきましてはこの關稅をかけるか、かけないか、あるいはAに組みかえるかというような点につきましてもいろいろ論議がありますので、来年度末までの間いろいろな準備が整つた際に政令で定めまして、その日から關稅をかけよう、こういう政府の御提案でございましたけれども、来年度の三月末ではまあ平たい言葉で言へば待ち遠しい、できるだけ早くこの期間をきめた方がいんじやないかというふうな議論もございまして、社会党の方からは、四月末日というふうな御意見も出ましたし、ある一部には六月末日というふうな御意見もありましたけれども、政府ともいろいろ打ち合せました結果、準備その他もございまして、九月三十日まで政令で定める日に改めたい、かような考えで修正いたしました次第でございます。

何とぞ御審議の上、修正案のように御決定を賜りますればはなはだ仕合せに存じます。

○委員長（岡崎眞一君） 次いで質疑を行います。

○成瀬清治君 石油のことについて、今、重油ですかについてお尋ねしたいわけですが、その前に渡邊さんにちよつとお聞きしたいのですが、砂糖がべらぼうにもうかつたわけですね。私は勤勞所得者などの場合は累進的に、ある程度なくさん入ってきた人からはたぐさん税金を取りまして、超過利潤というのですか、不当……、それほど収

入がなくてもいいじゃないかというふうなものには税金で押えていくことができないように税制というものはできておると思うわけですね。ところが砂糖、油などについて見ますと、もうかり過ぎたしやう。税ばかり取りやうがないのだというところはおかしいと思ひますが、あなたは税制のベテランですが、そういうものに対してどういうふうなお考えを持っておるのですか。砂糖は一つの例として申し上げておるのです。普通でいうと、平たい言葉でいうと、うんともうかる企業は私はいくら税金を納めてもいいんじゃないかという考え方です。また税をもうかうふう

に税制で取るべきじゃないかという考えを持っておりますが、それに対してあなたはどういうふうにお考えになるか。

○政府委員（渡邊喜久造君） 今の成瀬委員の御質問の中には、幾多のファクターを含んでいるわけですが、一般論として、もうけの多い場合においては、それに対して特別に高い税負担があつていいじゃないか、これがまあ税制のあり方としていいのじゃないか、こういう第一の御質問ですが、所得税の場合でございますと、これはまあもうけが大きい、大きくないという点では、必ずしもそれに沿つておるわけではございませんが、とにかく所得が大きい、まあもうけが大きいといえ

ば、結局税下した資本に対して利潤率が非常に高いという場合がおそらくあなたの御指摘になつておるわけだと思ひますが、しかしそうした税下した資本に対して利潤率が大きい、小さい、多い、小さいということに關係なしに、とにかく所得が多ければ担税率が多

い、従つて累進課税するのだ、所得税は御承知のようにそうなつております。今の考え方によりますと、一応法人税の場合におきますと、会社の場合が、大蔵省の御意見が、会社の場合において、それは結局所得税の前取に、従つてそれが回り回つて所得税になるわけでございますから、従つて所得税の観点において、一応累進課税はなされておる。しかし一つの考え方としては、それでは不十分だから、従つて資本に対して利潤率が高い場合においては、その単純な法人税あるいは所得税以外に、その高い利潤率を對象にして課税したほうが、これは一つの考え方としてあり得ます。それで、日本の過去の税制を見て参りました、法人税において、超過所得に対しても、課税、こういう制度がございまして、自己資本に対して二割とか三割とか、それ以上の収益があつた場合の超過部分に對しましては、一応一種の割合による累進税率によりまして相當の課税をしていくということもあります。ただこの考え方は、シャープ税制のときは一応廃止されて現在に至つておられますが、この点については、われわれの方の内部におきましては、しばしば検討の對象になつておるわけでございますが、問題がなかなかいろいろむずかしい点がございまして、一応これは実績の方から見て参りますと、中小企業のように、割合に資本の小さい人のところに、これは所得としては大

きくないのですが、利潤率としては割合が高い。従つて単純にやっていますと、超過所得税というものは、一般的にいえば中小企業の方に割合に過重な負担になる場合が多い。まあそれはそれで、もう一つまたさらに手の入れようがあるのじゃないかという御議論もあるだろうと思ひますが、同時に、税務行政をやつて参ります上において、非常にうさひ問題としては、どの年度に一体所得があつたか、損金はどの年度にするか、考え方としては、割合に利潤が平準化している企業と、ある時期においては非常にもうかるけれども、しかしある時期においてはあまりもうからない、景気によつて非常にフラクチュエートの多い企業があるわけでございます。もうからないときに税金を返してやるという制度でも作ればまた別ですが、一応もうかつたときだけ取つておく。そうすると現在の事業年度は半年とか一年になつておられますが、三年、五年続けていきますと、大体同じような利潤をあげておる企業において、フラクチュエートの多い企業ですと、そのうち何年かには、一応超過所得の課税の對象になる所得が出てくる。こういう問題が過去の事例でもあつたわけですね。まあそういう意味におきまして、この超過所得税というものも、負担の公平から見まして、果して妥當な税であるかどうか、いろいろ議論があるわけでございます。ただ、さらに問題をしほりまして、砂糖のお話がございました。砂糖の点につきましては、これは昨年におきまして、昨年といひますか、三十年度といひた方がいひのかもしれないが、一応これが問題点として取り上げられておるわけですが、しかし結局この法案は成立しなかつた。結論的には今度の修正予算に組みました三十億の寄付金とい

うことで一応問題を処理したわけでございますが、砂糖に関する限りにおきましては、輸入量が相当十分であれば、いたずらにああしたもうけはなく済むんじゃないか、あるいはもう一つ輸入量の上に、さらに輸入が相当需要に応じて平準化された輸入になつてくれればそういう心配もなくて済むんじゃないか、従つて政府が現在考えております線は、もうけきして、あるいはもうけがあつた場合、それを取り上げるというよりも、むしろ抜本的にもうけの出ないような措置を講ずべきではないか。従ひまして本年度におきましては、原糖の輸入量も、まあ外貨の事情も割合にいいものですから、相当多くしよう、こういう面を実は考えておるわけでございます。もうけが出た場合に、それに対して特別な税金をかけるということも一つの考え方でございますが、特に砂糖のようなものに関する場合におきましては、まあ一般に広く消費されている品物でもございまして、従ひましてむしろそうしたべらぼうな値上りになつて特殊な利潤が出るという事態自身をなくそう、こういう方向で政府としてあらゆる手を打つというのを考えております。

○委員長(岡崎眞一君) ちよつと速記をやめて。

【速記中止】

○委員長(岡崎眞一君) 速記を始め

○岡三郎君 修正案において九月末日というふうに期限が定められておりますが、これをどういうふうな修正した意向はどこにあるんですか。

大豆につきましては、この関税をどうするか、あるいは輸入の制度をどうするかというように、いろいろ議論の對象になつておることは御承知の通りであります。従ひまして、原案におきまして、来年度の末までに政令で定める日からは、あるいはA・Aの制度に切りかえるかもしれない。そうすれば関税定率法で定めております一〇%かけようじゃないかというふうな余裕を残しておるわけでありまして、この修正につきましては、衆議院でいろいろ各派議論をいたしました。社会党の方では、これはむしろ四月の三十日、もう一月の余裕をもつてかけてしまえというふうな極端な議論までお出しになりましたが、まあ大体今年の割当制度は御承知のように半期ごとにきめておりますので、この半期が終了したところあたりで一つ税金をかけるのがまあまあ妥当なところではあるまいか、政府の方にいろいろ相談いたしました。大蔵大臣あるいは農林大臣の方で、多少の猶予期間を置いてもらいたいということがございまして、九月の三十日、おそくも十月一日からは一割の税金を取りまして、このようない意見をもとめまして、そうしてこの修正を加えた次第であります。

○岡三郎君 聞くとところによると、六月末で大体割当方針はつきりするんではないかということ、七月から取れるようにしたかどうか、こういう意見があったというように聞いておりますが、その点はどうなんですか。

○衆議院議員(黒金泰美君) いろいろ御調査の結果、よく御存じでございますが、そういうふうな意見もございまして、ただ農林省御当局その他から、まあ大豆は御承知の通り割当制度でやつておりますが、割当の期間が半年なものですから、そういったしますと、今の期間が終るのは九月の三十日、これからでも一つ新しい制度に切りかえる方が割当ではないかというふうな御意見もございましたので、六月三十日という案もやめました。六月三十日の九月三十日で意見をまとめたような次第であります。

○岡三郎君 基本的にいうと、国内産の大豆を保護しようというふうな考え方はどうなんですか、これは。

○衆議院議員(黒金泰美君) その通りだと思います。

○岡三郎君 そうするというと、まあ九月の末において、いろいろと検討せられた結果、関税を取つてもいいというふうな考え方での修正が行われたということでしょうか。

○衆議院議員(黒金泰美君) 今申し上げましたように、おそくも十月一日からは税金をかけよう。準備は整つて諸般の事象が許すならば、この修正案で、九月三十日以前として、政令で定める日でありますから、あるいは八月一日でもいいし、九月一日でもいいのでありますけれども、まあ大豆の割当制度も半年ごとに区切つておりますから、この期間、おそくも十月一日というところが割当ではないか、かような考えでございます。

○平林剛君 私もちよつと修正点について伺ひをしたいと思います。大体初め提案をしておりましたところを、期間を限つて九月末日にした。これは準備の都合というものであります。が、具体的にいうとどういうことであ

○衆議院議員(黒金泰美君) ごく平たく申せば、初めの政府の提案では少しおそいのじゃないか。できるだけ早くかけた方がいいので、待ち切れないからできるだけ早くしよう。ただ、今申し上げたように、諸般の準備その他の関係がございまして、まあまあ十月一日、おそくもその日からかけた方がよろしいというようにきめました。次第で、できるだけ早く、政府の原案のままで少しおそいのじゃないか、ゆつくりしているのじゃないか、こういうふうな考え方です。

○平林剛君 まだ明確でないのですが、初めこの政令で期間を定めるようにして、大体九月末日にした。それは諸般の準備、こういうふうに表示をされたのですが、具体的にいうとどういふことですか。

○衆議院議員(黒金泰美君) この原案でございまして、来年度の三月三十一までの間でも政令で定める日でありまして、十月一日から税金をかけることも可能なのでございます。政令のきめ方によりましては、ただそれでは、どうも一年先のことまで期間を置くのはあまり長過ぎるのじゃないか、まあできるだけ早くという意味で繰り上げたのでありますけれども、しかしまあ実際の商売から申しまして、輸入商のいろいろ関係もございまして、輸入割当の半年という期限もございまして、そういう点でいかに繰り上げるにしても、九月三十日くらいは適当ではないか、このようないくつかの理由で、九月三十日くらいは繰り上げた。この修正案を出す前には、大体政府当局としてはいつごろと

○平林剛君 この修正案を出す前には、大体政府当局としてはいつごろと

考えておつたのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 政府としては、一応来年度の三月三十一日までの間ですね、もう少し農林当局と話し合ひまして考えていきたい。と、一応あつた時期といたしましては、一応十月一日くらいはあるいは一つの時期になつたと思ひますが、しかし同時に政府提案としては、十月一日でまだ全体の工合が廻れば、あるいはもう少し延ばすことも考えざるを得ないかもしれない、もう少し様子を見てから最終的な案はきめていきたい、かように考えております。

○平林剛君 もう一度お聞きしますけれども、さっきのお話ですと、社会党が提出した四月一日、社会党が言つたわけじゃないのですが、四月一日ごろというのは極端に過ぎるというお話があつたのです。それから今お話を聞いておりますという、九月ごろが大体妥当だという抽象的な表現になりましたが、おにもそれは今までの割当の期間というものがそこで切れるから、そこが中心になつてこういう結論になつたと、こう理解していいのですか。

○衆議院議員(黒金泰美君) まあそう御理解下さつてもいいと思ひます。半年という期間ですね、かまいませんけれども、そのほかに今申し上げたように、もう輸入の準備もおつたものもありまして、市場の関係もありまして、多少のゆとりは持たなければいかぬ。決して足して二で割つたというふうなわけでもございせんので、まあまあこの九月末日くらいが適當なところであらう、こういうふうな考え方です。

○平林剛君 御答弁を聞いております

という、なかなか少し政治的な含み
が聞えて仕方がないのでありますが、
それは別として、主税局長おいでであ
りますから、関税収入の面からちよっ
とお聞きしておきたい。私はこの九月
を妥当とされた中では、いろいろ今お
話しにならない別な複雑な要素もあろ
うかと判断するわけです。関税収入の
面においてはこういう影響を与えます
か。たとえばこれを七月にした場合、
それから九月にした場合、もっと可能
であればできるだけ早くしたいのだ
が、大抵今議論が出ている七月とし
た場合、六月末です、こういうふう
にいう影響がありますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 大豆の関
税収入は、今予定されている数量から
いいますと一〇%課税しまして一年
間、平年度としまして一年間として約
二十億の数字になります。従いまして
九月にした場合は十億になるわけでござ
います。それから六月にした場合と
九月にした場合の開きは、そのさらに
半分の五億、こういうふうな御承知
願って間違いないと思います。

○平林剛君 今のような期日を少し早
めれば国家の収益もすぐに五億圓に響
くと、こういうわけですね。この九月が
妥当ということだけで、特別に私は説
明を承ねることができなかったものであ
りますけれども、もう少し早くすれば
できるじゃないですか。そうすれば国
家収入としても五億圓がすぐ入る。な
かなか非常なこの点が手ぬるいような
感じがするのですが、今まで政府が
とってきたところの政策のふしふしか
ら感ぜられても、事こういう大豆の輸
入等についてはできるだけ早くすれば

五億圓の増収が期待できる。この面に
ついては非常に手ぬるいような私は印
象を受けるのですが、どうなんです
か、技術的に見て、全くできないとい
うことなのですか、七月にするとい
うことは、その点を一つお答え願いた
いと思います。

○衆議院議員(黒金泰義君) 技術的な
詳しい点につきましては政府当局から
御答弁申し上げた方がよいと思いま
す。今おっしゃるやうに、収入は、こ
れは四月一日からすれば一番いいに
きまつておりますが、しかしそうかと
いつて今すぐに、私どもの方でこれ
を決議いたしましたのもおそいわけでござ
いますし、三月の末まで、これが
通っておりませんと、ほかの関税の方
もみんな旧に復してしまつて大へんな
ことになる。それは非常に極端な例を
申し上げたので恐縮でありますけれど
も、やはりその収入の面から見ますと
ば早いほどよろしい。しかしまたい
ろんな審議の点、今申し上げたやうに
政府から技術的な点は御説明した方が
いいと思いますが、割当が半年で区切
られていて、こういう点から見まし
ても、また取引のすでに先物がある程
度見越してもう行われている実情から
見ましても、今あまりに急にこれを變
えることは困るというやうな政府の御
意見もございまして、まあまあ半年の
ところで一つ折り合ひ、というとし
言葉が悪いかもしれませんが、落着け
たら一番穏やかではないか、このやう
な結論が出た次第でございます。

○平林剛君 折り合ひという言葉は私
は当りまえ……いつも政府の今日ま
での説明した中で、非常に政治的なに
おののけることで、当りまえだと今度

も思っているわけです。私の希望する
点は、やはり関税収入の面においても
相当額の影響があるものであるし、政
府の説明の中にも、どうもまだ納得の
いかない点もありまふので、期間の点
についてをもっと早めるべきだとい
うことを指摘をして、これ以上追及して
も仕方がありませんから、質問はこれ
でやめておきます。

○岡三郎君 政府の方にお伺いしま
す。大豆は一時非常に国内産のものが
高かったんですが、最近是非常に値が
落ちておるといふやうな、価格の面
においてやはり輸入大豆との均衡上か
ら、輸入する大豆に対して関税を取
つた方がよいという、こういうやうな角
度からいえば、早くやつた方がよいと
いふやうに考えるわけですが、それを
どうして政府はのんびりだらりと、来
年の三月三十一日までの間において政
令で定める日と、こういうやうにきめ
たのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 関税の場
合におきましては、影響する面が二つ
の面からわれわれは考えてみなければ
ならぬと思つております。一つは大豆
生産者の利害という問題を考慮して
ければ、輸入大豆が安いために一応値
が下つてきています。で、現在関税定率
法には一〇%の関税を課するといふの
が一応の原則になっておりますから、
従いまして少くともこの分は課税する
といふことが、生産者としては、生産
者の利害を考慮する場合には一応考えら
れるわけでございます。しかし同時に
消費者の面というものはやはり無視で
きないわけでありまして、この面から
いえば、関税を課することによりまし

て、結局大豆を使う製品、油でありま
すとか、あるいは、みそしょうゆ、そ
ういふものの値上りを来たすわけでし
て、それで過去におきましては、一応
大豆に対しては割当制度になつて
おりまして、従いまして輸入量がある
程度制限されている。現在も、まあ一
応現在のところそうなつております
が、従いまして実は輸入量の制限の方
で、輸入大豆が入つて参りましたも
国内大豆がそんなに値下りしない
もつて相当のその間に格差があつたわ
けです。しかし最近輸入量がふえてき
たといふ面とも結びつきまして、一
応国内大豆の値下りが出てきて、
従つて今度は生産者の方から関税をせ
て復活してほしい、こういう問題が
出てくるわけでございます。結局輸入
の量をどういふやうに押えるかとい
ふ問題と、関税を課するかという問題
と、やはりある程度関係もあるわけ
でございます。そういうやうな意味にお
きまして、全体を総合しながら消費者
の利益も考慮、生産者の利益も考えた
上で、どういふ措置をいつの時期にと
るか、同時に関税をいつの時期に一応
定率法通り決定するか、こういう両者
の面を見合ひながらきめていきたい、
こういう意味におきまして、一応政
府の原案としましては、来年の三月三
十一日までを最後にしまして、それ以
前において政令の定める日、これが衆
議院で、先ほど来のお話でも出ました
やうに、九月三十日を最終期限として
成立した、こういうふうになつたわけ
であります。

○岡三郎君 政府の方の提案趣旨にあ
りますやうに、「別途昭和三十一年度
における輸入方式の確定をまつて適宜

の措置をとり得ることとするため、と
りあえず、こういうやうなきめ方をし
たと、こうあるわけですね。輸入方式
の確定を待つて適宜の措置をとりた
いというのは、どういふわけなので
すか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 政府の方
でそのとき考えておりました考え方
は、いわゆるAとAという制度がござ
います。大豆については現在まあ割当
制度をとつております。これをA方
式に移すといふこともやはり考えてい
いんじゃないだろうか。A方式に移
しますと、どうしても輸入大豆の数量
がA方式、普通の場合であります
ば数量に対してあまりそういう制限は
ございせんから、従つていわば国内
大豆と輸入大豆との間で競争がそのま
まはつきり表に出るわけでございま
して、従いましてA方式にすれば、当
然少くとも一〇%の関税ならば、これ
やはり課していかなければならぬ、そ
ういふA方式の問題と結びつけな
らこの問題を考えていこう、こういう
意味で、別途そういうした措置を頭に入
れ、またA方式をとるべきか、とる
べからざるかという、これは非常に議
論のあるところでありまして、そう
いふものの結論とにらみ合せながら関
税の措置もきめたい、これが当初政府
の提案した理由であります。

○岡三郎君 そうすると、割当方式を
持続するということになれば、やはり
関税を取らないといふことを意味して
おるのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 政府の原
案としましては、割当方式をとつてお
る限りは関税を取らないと、はつきり
言い切ることはいささか行き過ぎかも

けれども、少くともA方式をとればこれは関税を取るべきだ、こういう考え方はあったわけでありませう。

○岡三郎君 だから割当方式を継続するということになれば、関税を取らぬようになるのですか。ということだから、それはどうなんですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 法律案が衆議院の修正通り通過いたしますれば、割当方式であるといふにかかわらず、一応九月三十日限りで、それ以後は関税を取る、こういうことは、これは法律の上から当然拘束されると思ひます。

○岡三郎君 やはり国内産の大豆というものも相当保護すべきだと思ひます。農林関係からもあつたと思ひますが、そういうふうな点で自動的に関税を課するといふふうな修正が出てきたということになれば、政府の方ではこれに對して何らかの考へるところがなかつたのですか。これは妥協したわけですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 政府の方としては、一応とにかく来年三月三十一日まで政令で定める日という原案が出ておりますから、従ひましてその原案の成立を希望したわけでございますが、衆議院の方で今お話しになつたような修正案が出た。従つてこれが参議院もこの修正案通り通過しましてこれが法律になれば、その法律の前提において、生産者、消費者の両面にわたつてできるだけ適切な措置を講ずる、こういうような立場になると思ひます。

○岡三郎君 そうするといふと、関税を課する問題と輸入方式の問題とは、ここで一応切り離されたわけですね、

明瞭に。その点はその通りでよろしうございませうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 関税の問題と輸入方式の問題とは、これは別途の問題として検討するべきものだ、われわれもそう思つております。

○成瀬權治君 この「大豆に於ては、同日以前で政令で定める日」と、こうなつておりますけれども、おおよそ私は腰だめにこちら辺らうといふことはあつたと思ふのです。それは何れも昭和三十三年三月三十一日、この日を指しておるものじゃないと思ふ。い

ま少し早くおやりになりたいだらうと思ふわけですが、一応政府は法律ではこういうふうに出しておるのですが、予定としては、いつごろかといふふう

に政令の日を定めようと思つておるか、その具体的日にならぬとお示し願ひたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) 政府としては、政府原案で国会を通過いたしましたれば、一応九月三十日をとりあ

えず政令の日ときめたい、ただ、これはこの法文でお読みになつておわかりになりますように、法律を公布した後

は同時に——それと同時にいつた方がよいと思ひますが、政令の日ときめておかないと、この法律は動かぬような書き方になつております。従ひまして

法律を公布する機会において、この政令の定める日とにかきめておかなければならぬ、こういうわけでありま

すので、政府原案におきましてはとりあえず九月三十日といふものを予定し

ておきまして、そうしてもちろん九月三十日ぎりぎりになつて問題を処理す

べきものと思つておりませんが、事態があるいは来年の三月三十一日ごろ

まで延ばした方がよいという状態であれば、これは一応行政権に御委任願つておる問題でありますから、九月三十日を、そのときの情勢によつてはあ

るいは来年の三月三十一日ごろまで延ばすこともあり得る。その辺のつもりで

一応政府原案は提出したわけでありませう。

○岡三郎君 ちょっと推測になりますかね。一年という余裕を見たのは、輸入方式がA方式にかりにならないとい

うことになつた場合には、次の国会でまたこの条文を修正しようという意図があつたのではないですか、その点は

どうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 政府といひましては、一応まあそこまでは正直なところ考へていなかったのござ

います。

○岡三郎君 そうするといふ提案の趣旨は、「昭和三十一年度における輸入

方式の確定をまつて適宜の措置をとり得ることとするため、こう書いてあ

る。この意味を私はそんなくすれば、今私が御質問申し上げたような趣旨で

ないか、こう思ふのですが、これはどうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) A方式の問題と結びつけて相当考へておりま

したから、従ひまして今、岡委員のおっしゃつたようなことが、その将来の問

題でございませうから、絶対になかつたと言ひ切れないと思ひますが、し

かしわれわれがこの法案を提出したその気持、時期におきましては、一応と

にかく来年の三月まで問題は、この関税に關する問題が片づけてしま

あります。

○平林剛君 十三時になつたら大蔵大臣と専売公社がお見えになるとお

しやつていましたか、その点はどうですか……、わかりました。

○岡三郎君 これはその関税を取るか取らぬかということに對して、当初は

やはり輸入方式の問題が相当関連しておつたと思ひます。それで一

応九月末ではつきりして、十月から取るといふことになつたわけですが、農

林省としては一体どういふ輸入方式がいいと思ふのですか、この関税との関

連で……、その意見を聞いておきたいと思ふのですがね。

○政府委員(清井正君) 先ほど来い

はるお話がございましたが、私もと

いたしましては、輸入方式につきま

しては、方向としてはいづれもA方式に行くのが一つの方法だと私は率直に考

へておるわけでありませう。しかしこれ

はあくまでも方向でございまして、直ちにこれをA方式に移し得るかどう

かという問題につきましては、先ほど来御議論がございました通り、いづれも輸

入業者の準備的な措置、あるいは割当の問題並びに関税がかかりましたこと

によるいづれも製品である油なり、かすなり、あるいはいほみそ、しょうゆ等の製品の値上りの問題等も考へていかなければならぬといふふうにお考へてお

りましたので、その点において関税とのつながりが考へられておつたわけでありませうが、私もといたしましては、方向としてはA方式にいたしまし

て、なるだけ合理的に比較的安い大豆が輸入されることは望ましいことであるのであります。しかしながら

同時にA方式によりまして、割合に弱

小な業者は直ちに重要な影響を受けるといふことがまあ一つの大きな問題で

ございませう。その辺の準備を十分に整へました上でA方式の方に持つて

いくべきではないか、こういうふう

に実は考へておるわけでありませう。方向としてはそういうふうにお考へてお

りませうが、時期については慎重に考へるべきである、こういうふうにお考へてお

るわけでありませう。

○岡三郎君 そうすると消費者の立場からいへば、一応割当方式でいくとい

うことになれば、それに関税は取られ

るという事になれば、負担が消費者にしわ寄せされる危険があると思

ふのですが、その点はどうか。大蔵省……。

○政府委員(渡邊喜久造君) 先ほど申

し上げましたように、生産者の立場から考へればやはり国内大豆も相当高い

値段でなければ困る。従ひましてそれと競争関係にある輸入大豆について

もそうひどく安いやつが大量に入られれば困る、こういう問題が一つある。同

るが、私は一つの方法としては輸入量をふやすということもあるのじゃないかと思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) お話のようには、やはり基本的な問題は、公定価格のようなそうした直接的な価格統制をやらずに、間接的にやろうとすれば、輸入量をふやして結局需給関係を均衡させるといいますか、需要のあるだけ供給をするような情勢にもつてゆくと、ということが、やはり一番基本的な問題だと思っております。その意味におきまして、政府におきましても逐年輸入量をふやしまして、そうしてそういった意味におきまして、需給関係から値段が高くなり従ってそこに膨大な利潤が引き続き生まれてくるから、かつて外貨の苦しかった時代はなかなかそうは行きかねておりましたが、最近のように多少とも外貨にゆとりが出てきている時期におきましては、やはり関税委員のおっしゃったような消費者にできるだけ安い油を供給するように措置すべきじゃないか、われわれも同じような方向で考えております。

○岡三郎君 最近における輸入量の数字をちょっと聞かせてもらいたいと思うのです。

○政府委員(渡邊喜久造君) 石油がいろいろ種類がございますので、あるいは別途資料で御提出申し上げた方がいいかと思いますが、とりあえず原油について申し上げますと、昭和二十八年度は六百二十六万キロリットル、このういものが二十九年には七百七十四万キロリットル、三十年度が八百八十四万キロリットル、これは輸入量とそれから国内生産も入れたものですが、

国内生産が二十八年が三十三万四千キロリットル、三十年が三十四万キロリットル、その程度でございますが、多少ともふえてはおりますが、あまり大きく変わっておりませんので、大部分が輸入の増加になっておる。三十一年度につきましてはまだきまっておりますが、昨年の八百八十四万キロリットルよりは相当ふえるということをわれわれは一応期待しております。

○岡三郎君 この外貨の割当をするのは通産省でしょう。通産省のどこで

○政府委員(渡邊喜久造君) 通産省が原案を作りまして、そして閣僚審議会で一応最終的にきめております。通産省の中でそれを担当しております。通産省の通商局でございます。

○岡三郎君 昨年ですか、一昨年ですか、出光がイランの石油を持ってくるので、だいたい問題があったのですが、あいう場合は、あれは緊急輸入というやつですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) ちょっとその問題になりますと、私よく存じておりませんので、かえって間違つたことを申し上げてもいけないと思っておりますので、必要な関係のものを、通商局でございまして、呼んでお答えしたいと思っております。

○岡三郎君 これで終わりますが、価格を安定させるためには、やはり直接統制ということよりも、輸入量によつてこれをやった方がいいんじゃないかという説、まあそれも一方法だと思つて、従つてこの輸入をするということとで相当問題があるわけで、年の当初に一応外貨のワタを發表して、それを四半期に分けてやるのか、半年ごとに

やるのかは知りませんが、そういう方向へ行った場合、価格が暴騰する場合に、安い石油をどこから買ひ付けて価格を抑えるとか、いろいろな方法があると思うのですが、ただしその場合

そうでないようなことがあつたのかどうか知りませんが、とにかく出光のイラン石油の購入という問題は、われわれのような不案内のものでも、いろいろな雑誌に載つたり、新聞等にも書かれておるわけですが、これはなかなか興味のある問題だと思つて、

従つて一応こういう基礎知識というものを持たぬと経済がわからぬと考えられるので、消費者負担というものから考へて、石油の割当なり輸入量、こういったものがどういう角度で検討されて実行されておるのか、一つお尋ねしたわけですが、渡邊さんの方で一つ通商局の方と連絡をとつて、こういった問題に対する資料があつたら、一つもらつてもらいたいと思つて、

○政府委員(渡邊喜久造君) さつそく通商局の方と相談してみます。

○成瀬精治君 先ほど税の問題の取り方について渡邊局長の話を聞いておりますと、中小企業の人たちが高利潤を上げていくから大企業のみを対象とすることは税制の問題としては困難だと、こういうような御意見があつたのでございまして。私は高利潤、いわゆる高所得、たとえば資本金が一万円に対して三倍も上げたつて三万だ、そういうことを言うのじゃないか、いわゆる高利潤を上げておるいわゆるそういう人たちに對して、ということとは、たとえば例としては砂糖みたいに特に外貨の割当をもらつてやつておるのですから、私は不当だと思つて、

うものは、税の上からこれをチェックしていくことはできないのか。そういう対策は立たぬものか。あるいは少し関税やいろいろなものを上げると、すぐそれが値段の引き上げになつて、かえつて消費者に影響を及ぼしてしまつて、一つのそういう独占的な、外貨なんていうものをもらつておるようなところがある、そういう不当な、私は不当と言いたいのですが、そういう利潤を上げていくことはいけないと思つて、

蔵省としては手を打つことができないものかというところをお尋ねしているわけでありまして。

○政府委員(渡邊喜久造君) 昨年砂糖の特別利潤につきまして、これを吸収する、少くとも国で吸収したらいいじゃないか、こういう議論が出ましたときに、税でやるか、という方法でやるかということにつきましては、実は相当われわれの内部では議論になりました。結局コストをどう見て、

してどれだけの特殊利潤がありと考へるか、こういう問題になるわけでございます。その細部にまでかなりいろいろな検討が必要なのでございまして、税ですと、やはり課税標準でありまして、税とか、いろいろな点でそう勝手なわけにはいきませんので、一応どうしてもやはりある程度税法の上で相当の基準をきめてしまわなければならぬ。

しかし砂糖のコストそのものを見て参りますと、輸入先によりましてずいぶん違いがありますし、まあ時期的にも、たとえばフレートの関係が上つたり下つたりして相当フラクチュエーションがあるわけでございますので、従

ぬ。別途の方向でやつた方がいいのじゃないかというところで、実は昨年はああいう法案を出したようなわけでありまして。今年におきましても、一応バナナでありますとか、パイナップルでありますとか、今御指摘になりましたような事情に立つたものにつきましては、あらためて法案を出しまして、

うした輸入による特殊な利潤というものについては、これは別途吸い上げを考慮しておるわけでございますので、しかし税でやるということになりますと、どうも税法の持つ一つの性格がございまして、弾力性が非常に税法ですと、乏しいわけです。これはど

かといへば、やはりああいう特殊利潤の吸収にはいまいし弾力性のある形式の方がいいのじゃないか、少くともわれわれはそういう結論を出して、今法案は法案として別途提出を申し上げておるわけでありまして。ただ砂糖の関係につきましては、先ほど申し上げましたようにバナナ、パイナップルのようなものでございまして、値段が上り

特殊利潤が生まれるから輸入量をふやすというふうなものと思ひませんが、砂糖の場合はむしろ値段が高くなつて、そうして消費者がそれだけ高いものを買つて、それで結果的に砂糖会社に大きな利潤が出る。それを政府が吸い上げるというよりも、むしろ砂糖の価格を現在関税より消費税なりで相当の負担はしておるわけでございますから、従つてもうこれ以上消費者に負担をかけない。むしろその意味において砂糖の輸入量をふやしていく、こういった方向で考へていくべきではないか。幸い外貨の方もある程度のゆとり

がございまして、そういった方向で

考えていけば、特殊利潤を取るか取らぬかという問題は、その事前の問題として解決していくのじゃないか。こういう方向で考えていくべきじゃないかと、かように考えておるわけでありま

等であつていなくちやいかなと思ふのです。もし税でやれんというのなら、何かほかの対策というものが当然研究されて、この中であなたも先ほどお話になつたように、油の方について、たとえば原油だとするならば、それ

しまして、こういう問題につきまして直接調べたというようなことはござい

とは一月もかれば完全に調査ができ

こういうことは延ばし延ばしになつて、全体何年後と暫定的に延ばしてお置

は、税としては考えておりませんけれども、品物によりまして、その方向の考え方は、われわれもしておるわけ

は、税としては考えておりませんけれども、品物によりまして、その方向の考え方は、われわれもしておるわけ

は、税としては考えておりませんけれども、品物によりまして、その方向の考え方は、われわれもしておるわけ

は、税としては考えておりませんけれども、品物によりまして、その方向の考え方は、われわれもしておるわけ

は、税としては考えておりませんけれども、品物によりまして、その方向の考え方は、われわれもしておるわけ

は、税としては考えておりませんけれども、品物によりまして、その方向の考え方は、われわれもしておるわけ

は、税としては考えておりませんけれども、品物によりまして、その方向の考え方は、われわれもしておるわけ

は、税としては考えておりませんけれども、品物によりまして、その方向の考え方は、われわれもしておるわけ

は、税としては考えておりませんけれども、品物によりまして、その方向の考え方は、われわれもしておるわけ

は、税としては考えておりませんけれども、品物によりまして、その方向の考え方は、われわれもしておるわけ

海上用のやつは関税を課税することによつての値上りはしておりません。少くとも現在までのところは値上りしてありません。陸上用のものは多少やはり値上りしてゐる。まあ大体一応行政指導の非常にむづかしい仕事ではありましたが、現在までのところでは何とかやられてゐるようでございますが、とりあえず情勢をもう少し見ていつてやりたいと、こういう考え方が現在とられております。

単に何とかそのうちになるじやろうから、この辺で一つ腰だめでやってみると、こういう意味なのか、そこを一つどうするんだということを……。

○政府委員(渡邊喜久造君) これにつ
きましては一応いろいろな角度からま
あ物を見ていくつもりであります。従い
ましてなかなかおつまつた通り原油
なら原油から揮発油もでき、A重油も
でき、B・C重油もできるといったよう
な、こういった性格のものになりました
と、それぞれのコストが大体幾らある
と、というような点などはつきり計算
するという、これは割掛の点でかなり揮
発油を高くして重油を安くすることも

きるしあるいは逆なこともできますから、なかなかむずかしい問題はあろうと思っておりますが、同時にまた会社全体が一体どれだけの利潤を得ておるか、これはまあ別途はつきりわかるわけでございますして、そういう面とにらみ合せながら、一体関税というものを将来どう持っていくべきか、同時にもうかっているから関税を上げてもいい、しかしこれはお話のように、消費者の方に転嫁してしまうのは意味がないのでありまして、従いましてそうした全体の輸入量の問題とか総合対策として、これを考えていかなければ、なかなかお話の点を達成する上におきましても、うまくいかんわけでございます。こういった点につきましては、さらに今後通産省とも十分相談をしてお考えいただきたい、こういうつもりであります。

○岡三郎君 速記をとめて下さい。

○委員長(岡崎眞一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡崎眞一君) 速記を始め

て。
○成瀬幡治君 重ねて局長に念を押して恐縮でございますが、外貨の割当です。ね。こういうもの等をもらって、と

にかく企業をやっておみえになる。片一方の言葉で言えば独占的にやられるお方たちが、とにかくこういう利潤をあげておみえになることだけは間違いない事実と思うのです。で、その利潤を制御するには関税でそれをやつていく。しかし関税でこれを取つてもまだ取る余裕があるのじやないか。何も関税で優遇する理由はないじやないかとという観点があります。もう一つは、関税を上げると必ず小売価格を上

げるように動く。独占資本の悪い結果が生れることと思うのです。そういうものに對しても私は適切な指導をやつていく必要があると思ひますから、輸入した原油は、今度はたとえば軽油にはどのくらいになるのか、あるいは揮発油にはどのくらいの重さがかかつていくかという、大體適正な値段というものゝの研究は当然で、と私は思うのです。もう一つは、片一方で言えば、今までこの八社はどのくらいの資本金を持つておつて、どのくらいの利潤を上げてきたかということも片一方ではわかるかと思うのです。だから当然その間にはどのくらいの値段が適正であるかということとはわかるかと思うのです。そういう面を検討されるなら、おのずから関税はこれほど優遇する必要がないじゃないかという結論も出てきましようし、あるいは値段は一応このくらいがいいじゃないか、まあ認可制までおやりになるということは、私は今の内閣のもとでは困難じゃないかと思ひますが、この辺が適正じゃないかという

強い行政的な指導をなさるということも可能だろうと思います。そういうものに対してどういふふうにお考えになつておるか、また資料も今後検討し

て出て用意があるのかどうか、お伺いします。

○政府委員（渡邊喜久造君） 資料の点につきましては、今後検討しまして、どの程度まで資料が集め得ますかわかりませんが、できるだけの資料を集めまして、御審議に支障のないようにするようにと、これはわかれの当然なようにすべきことでございますので、その点につきましては今後考えていきたいと思っております。それから利潤が高い

から関税を上げてゐる云々ということ
は、先ほど来、たびたび申し出てお
すように、なかなかそれだけでは問
題が片づかぬわけでございます。こ
れはもう改めて申し上げる必要も
ないわけでありまして、やはり、
何と申しまして、総合的に施策が
そろいまして、いたずらに関税を
ただで消費者価格が上つたとい
うのは、これは成瀬委員の御主張
になつてゐる方向とは全然違ひ
ます。従ひまして、そういう点に
ついては、通産省なども十分よく
相談した上で、やはり関税を上げ
ても値段を上げなくて済むのだ、
こういうふうなはつきりした線が
一応出ませんと、なかなかそう
単純にやり切れない、こういう
問題があるわけでございます。
今後そういう方面につきましては
政府として十分検討していきたい、
かように考えております。

○成瀬瀧治君 最後に局長にお尋ね
しておきますが、砂糖は、砂糖会
社ですよ、砂糖会社、あるいは油
の八社

は、腰だめでです。あなたは、非常にもうけているとお認めになっておるのか、そうじゃない、普通の企業並みだと、こういうふうにお考えになってお

るのか。もし普通よりも利潤が非常にあがつておると考えられるなら、それはどういう格好であがつてきたのか、それに対してどういう対策があるか、という点について、どういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員 渡邊喜久造君） そこにつきましては、われわれは一応こう考えられております。この間、国会を通過しました関税の率の引き上げ、あれがまあ国会を通過しましたから、当然四月一

日以降はこれが施行になるわけでございしますが、あの関税が引き上げられました結果として、値段は幾らぐらゐが妥当な値段か、これにつきましては、われわれもまた実は、かたい計数は持つておりませんが、昨年特別利潤を一応算定しますときに、前の関税で、あるいはまだ現行関税と言つた方が正しいのかもしれませんが、改正法が施行になつておりませんから、七十一円五十銭というのが一応平均コストとして、価格として出たわけです。これは適正利潤まで含んだところですが、今度大体上つた分が四円に当りますから、七十五円五十銭見当ならばあのとき計算した適正価格というものに一応なるのであります。最近の砂糖の相場を見て参りますと、大体七十四、五円という（成瀬幡治君「八十五円じゃないか」と述ぶ）いや、それはあなたたのおっしゃつたのは小売価格だと思ひます。小売価格は大体卸価格の十円高ぐらいが従来例であります。私の申し上げてゐるのは、取引所の相場、あ

るいは御価格と申したいかと思ひますが、七十四、五円という数字が出ております。従ひまして、七十四、五円ぐらゐならば、前の数字が甘かったか辛かったか、これはいろいろ議論があるかと思ひますが、そうべらぼうに大きなもうけだということはいふなと思ひます。七十一円五十銭の時代に七十四、五円であれば、これはもちろん大きな利潤でございますが、今度の関税が上りまして、同時にその先物の相場なんかを見ておりましたも、大体七十四、五円で今のところ落ちついておりますから、そうでありましたら、あまり膨大なそこに利潤があるというところはちよつと言えないじゃないか。しかし、まあ、ある程度の適正な利潤を見積つての数字でございますから、赤字になつておるとは言いかねるのであります。七十四、五円であるならば、私はそこにさう膨大な利潤があるというところは言えないじゃないか。過去におきましては、これはまあフラクチュエートがありまして、昨年の八月でしたか、八月ごろにこの原料の入りが悪かつたもので、かなり一時暴騰いたしました。このころは、かなりもうけておりましたが、同時に、十月に入りまして、輸入割当の公表があつたとたん六十八、九円と落ちてしまつた。六十八、九円になりますと、どつちかという、むしろ赤字じゃないかというふうには私は思つております。どちらにいたしましたも、昨年は年間を通じまして相当特別の利潤があつた、これは言えると思ひます。従ひまして、約三十億程度の特許の寄附金を出していただくことに政府も話し合つてゐるわけでありまして、将

来の問題といたしましては、先ほど申し上げましたが、結局、外貨の事情も現状のままであれば、輸入量もある程度ふやし得るので、その砂糖の値段をほんとうに吊り上げるか、適正なところ、あるいは安くするかの量は、最後の五万トン、十万トンが実は物を言うわけでございます。百五万トンといふ、百十万トンといふ、そのところの五万トン、十万トンが非常に大きく物を言うわけであり、根っこでございまして、従ひまして、そういった点を考えながら輸入量をふやしていくということが、やはり適正な値段、安い値段でもって国民に砂糖を供給するゆゑである、そうすれば砂糖会社もさうさう高額の利潤を生むという問題もなくなりまして、利潤吸収という方向でわれわれとしては考へていくべきじゃないかと考へております。

○平林剛君 この法律案について、先ほどは期日の修正の点について質問を集中するようにというお話がありましたが、私はそれに限つたわけでありまして、全般的なことについて質問が移つたようでありまして、給食用の乾燥脱脂ミルクの点についてお尋ねをしたいと思つております。この問題は、前回関税法が提案になつたときにお聞きになつたかも知れませんが、この給食用の乾燥脱脂ミルクの輸入量は一体どのくらいになつてゐるか、ちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(渡邊喜久造君) 給食用の脱脂ミルクの輸入量につきましては、年間一万八千トン程度でございます。

○平林剛君 この給食用の乾燥脱脂ミルクの一年間の輸入量は大体わかりましたけれども、これを関税を免除することによつて、関税の減収についてはどうなんでしょう。

○政府委員(渡邊喜久造君) この規定によりまして免除されます関税の額は、年間六億四千万円と見込んでおります。

○平林剛君 今の六億四千万円というのは、今までの小範囲のものをいふのですか。それとも今度の範囲が拡大されたものを合せての六億四千万円と、こういうのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 一万八千トンと申しましたのは、今度中学生にも給食がされるというふうな法律の改正が提案されておりました、従ひまして、それに随伴しまして関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案におきまして、やはり、その範囲が広がる、それで上げたあとの数字が一万八千トンであり、同時に今申し上げました六億四千万円である、こういうわけでございます。

○平林剛君 この乾燥脱脂ミルクの関税を免除する目的は一体どこにあるのです、平たくいへば。

○政府委員(渡邊喜久造君) まあ、乾燥脱脂ミルクにつきましては、一応、関税定率法で課税するという建前を原則的にとつておりますのは、これは国内における脱脂粉乳の生産を保護しようと思ひますが、現在国内における生産量など考へまして、やはり、どうしても相当の輸入を待たざるを得ないわけでありまして、そうしますと、できるだけこの給食用のミルクは、やはり、

安くあるのが望ましいと、こういうふうな考え方が出てくるわけでございますので、従ひまして、その意味におきまして、関税はやはり免除した方がいふんじやないかというので、ずっとこういう方針をとつてございまして御提案を申し上げてゐるわけでありまして。

○平林剛君 今の答えによりましてと、結局、この関税を免除するということ、学童に対して給食の用に供せられる場合に安くなることを目的としておるといふお答えがありました、それがややお尋ねいたしますけれども、関税を免除する場合と、しない場合と、大体どのくらいに影響するものなんでしょうか。つまり、一人の子供でもないです、何か一つの単位を見て、私は国民の一人に与える影響がどういふふうな影響を持ってくるか。つまりこの関税を免除することによつて、児童あるいは学童を持つてゐるところの国民はどれだけの影響を受けるか。なるほど、これだけの影響を受けるならば、関税を免除することが妥当だということをお尋ねいたします。

○政府委員(渡邊喜久造君) 学童一人につきどれくらいというものは、多少不十分かもしれませんが、まだ一人当たりは出してございませぬが、基礎材料的なものはございませぬから、それだけ申し上げます。年間の輸入は、輸入価格で二十五億七千万円でありまして、関税をかける前の輸入価格です。それで基本税率が二割五分になつておりますから、二割五分課税いたしますと、結局、六億四千三百万円という数字が出るわけでございます。それで、今のお話の一人当たり幾らという問題でござ

います、これは今の点は、これはまたこのほかにいろいろ国内の配給コスト、配給マージンが相当出ますから、さらに学童の口へ入るときには、これよりある程度値上りするわけでございます。一人当たり幾らという数字は、あとでちよつと割算をやつてみまじとわかりませんが、こういう数字がございましてから申し上げて、御満ち足りるかどうかわかりませんが、小学校の場合の学童一人当たり、この関税免除によりまして安くなる金は、これは年間でございますが、八十八円、それから小学校の場合は、一日の所要量が二十二グラムになつておりますが、中学校の場合は二十五グラムになりますので、今の八十八円がふえまして、一人当たり関税で百円違うわけですね。

○平林剛君 それでは質問は、大体これで打ち切りといたします。

○委員長(岡崎眞一君) 他に御質問もないようでございますから、質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡崎眞一君) それではこれより討論に入ります。意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。

○岡三郎君 私は社会党を代表いたします、ただいま議題となつております関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に反対いたします。中学校等の生徒の給食の用に供する乾燥脱脂ミルクについて免税し、また原子力の研究に資するため、その研究用物品を免税品に追加するといふ点については異存がないわけでありまして、しかしながら、ただいま委員会に

おいて問題になっております大豆につきましては、法律の中においては、政府は昭和三十一年三月三十一日以前で政令で定める日とし、修正案においては九月末と、こうなっております。しかし社会党といたしましては、国内産の大豆価格を安定するためには、より早くこの時期を決定してもらいたいという意見があるわけですが、それはもう一つ、国内産の大豆を保護するというこのみではなくして、早く期日を設定することによって、年間を通し約二十億の増収を得るということがはつきりしておりますわけで、四月末なりあるいは五月の末においてこれを決定すれば、二十億のうち相当部分が増収になり得るし、それに伴って、大豆価格の安定から国内産の大豆を保護するという目的にもかなうわけでありまして、原案並びに修正案の期日はおそきに失すると、こういうふうな考へて反対するわけですが、

反対の第二の理由は、石油については現在B.C.重油に二十七億程度の関税が課せられておるわけですが、政府は石油関係その他に、つとに基本税率というものを決定しておるわけですが、それを毎年々々一年ずつずらして免税にしてきておるわけですが、われわれとしては、石油諸会社は国の外貨を割り当てることによって高度の利潤を取得しておるというふうな判断をいたします。これは砂糖会社が相当の規制を設けられておるということに比してやや緩に失するのではないか、こういうふうに見られるわけですが、もちろん石油は、砂糖のような消費財と違ってこれが生産財でありますので、一がい砂糖と同一視するわけには参りません。しかしわれわれは、その株価並びに会社の利益の率等を勘案して、基本税率をかけても直ちにこれが消費者にはね返らないで、国庫の増収をはかるということができ得ると判断いたします。この税収六十五億並びに前に申し上げました大豆関係等によって二十億程度、合せて八十五億等のいわゆる収入があるならば、その他の多くの問題を処理することができ得るばかりではなくして、直ちに減税の財源にこれが回るといふことを考えた場合に、この関税率法の一部改正によって特別の大きな会社等が利潤を独占して、全般的な減税になつておらぬ、こういうふうな観点から、われわれとしては減税に要する原資を非常にほしく考へておるわけでありまして、このような財源を回すことによって減税ができ得るならば、国民大衆は、国におけるところの方針に対して共鳴を感じるかと存するのであります。最近フランス等においてもブジャード派の減税運動というものが大きく国民の共感を呼んでおるという観点から、われわれとしては、厳正に税の公平という観点から、諸会社の利潤というものを政府は一段と検討せられて公平なる角度において増収をはかれることをあわせてわれわれは希望する次第です。

以上この観点から本法律案に反対いたします。

○委員長(岡崎眞一君) 他に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を、衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡崎眞一君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は慣例により委員長に御一任願いたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

大矢半次郎	山本 米治
青柳 秀夫	白井 勇
島津 忠彦	新谷眞三郎
西川甚五郎	藤野 繁雄
杉山 昌作	土田國太郎

○委員長(岡崎眞一君) それでは次に租税及び金融等に関する調査(専売事業に関する件)を問題に供します。本件について平林委員より発言を求められておりますから、これを許可いたします。

○平林剛君 大臣のおいでを私としては大変お待ちしておたわけでありまして、いろいろ連絡の都合もあつたと思ふのですが、私は、おとといおいでを願つてお話を聞きたいと思つていたのですが、今日まで延びてしまい、大変お忙しいところをおいで願つて、私もお忙しの毒に思いますが、私どもとしては大変お待ちしておたわけでありまして。

今日おいで願ひましたのは、実は御承知のように、公共企業体の三公社五現業の調停案が提示をされまして、労使がこれを中心にして紛争の解決に努力中であることは御承知の通りであります。特に鳩山総理大臣が、先回、私が緊急質問をいたしましたときにも、労使の自主的解決に任せるといふお答えをいただきました。幸い今日まで国鉄と電電公社は自主的に解決をしていったやうであります。ところが、その他の五現業につきましては未解決のままになっております。特に専売公社の場合におきましては、諸般の事情を見ますと、どうも政府の御都合で労使の紛争が自主的に解決できないような状態にあるのではなからうか、そういう感じが持たれるわけでありまして、もし、そうだといたしますと、せっかく総理大臣からの労使の自主的解決に任せるといふ答えをちょうだいしながら、別々の理由で紛争が延びるということになりまして、専売事業というものが国家の財政収入に与える影響がかなり大きいものと思ひますから、一つ今日は財政担当の大蔵大臣においてを願つて、その責任において特に御見解をお伺いしたいと思ふのであります。それから専売公社の組織初め当局者にも、ぜひこの機会においてを願つて、最近の事情についてお話し願ひたい。特に専売公社がその経理内容においてもこの二年越し赤字のために、組織初め首脳部が御苦勞なすつておることはわかつておりますが、しかしそれだけに、今後の専売企業の運営をする場合には、職員の努力といふものもかなり期待しなければならぬところだろうと思ふのであります。これが紛争解決のかきであるところの調停案実施が、おくれで、そのために紛争が長期化するということに相なりますと、われわれの期待に反する結果になるわけであり

ます。現在まだ未解決な理由が一体どこにあるのかということ、一つ大蔵大臣ともども同席において御意見を伺ひたいと思つたわけでありまして。先ほど申し上げましたように、内閣総理大臣は、私の緊急質問に対し、労使の自主的解決に任せると、こう答へられておるわけでありまして、また今日おいてはなつた大蔵大臣も、これは労使の結論に従うべきで、静観をしておるというお答えを、かつて他の委員会においてお答えになつておるわけでありまして。どうも今日まで積極的解決が、おくれでおるといふのはどういふ点かというところを明らかにしていただきたいと思ふ。全般の趣旨はおわかりになつたと思ふのでありますが、まず大蔵大臣の方から、専売公社の紛争についてどういふふうなその現状を御理解になつておるのか。お聞かせ願ひたいと思ふのであります。

○國務大臣(一萬田尚登君) 公社と組合との間の自主的な交渉にまかしてあるわけでありまして、何ら私としてこれこれ申しておるものはありません。特になるべく早く、時期的に見ましてもなるべく早く円満な解決に達しますよう期待をいたしておるわけであり

○平林剛君 せっかく大臣がおいでになつたのであります。きょうは一つ、私も、今大蔵大臣がお話になつたように、なるべく円満に早く解決を希望して、今後の財政収入においてもそこから変な影響がないようにしたいものだと思ふわけでありまして。そこで一つ専売公社から、今日までの紛争がおくれである事情について、現在の状態をお聞かせ願ひたいと思ふのです。で

きれば、問題の所在がどこにあるかという点も明らかにしていただければ幸いです。

○説明員(入間野武雄君) 平林委員は専売公社のことはよく御存じでありますので、ここで、くどくど申し上げることはいかかと思ひますが、御承知のように専売公社の事業は本年度遺憾ながら不振であります。先ほども、議会の御承認を得まして納付金四十九億八千二百万円を減額しているような次第であります。従ひまして、今回業績賞与として年度末に給与すべきものは、そう多くを期待することはできないと考へるのであります。非公式に大蔵省とも打ち合せをしております。大体

○一五%くらいが妥当でないかと考へまして、組合側とせつかく折衝を続けているようなわけであります。ここ数日來はほとんど深夜に及ぶ交渉をいたしておりますが、今日までまだ妥結に至りませんことは、まことに不徳のいたすところと遺憾に存じております。

○平林剛君 今の總裁のお話によりまして、業績賞与の話の方がおもてでありまして、今回調停委員会から提示された調停案について全般的な点のお答えが足りないようであります。問題の所在が明らかにならないのではないかと考へるので、その点、私から知つてゐる限りのことを申し上げますと、確かに今度の調停案は、ベース・アップの点はいくつか議論が残るところであります。調停案第二項によるところの五千円以上を支払うという点でありまして、今のお話でありますと、これが

○一五%だけに限られていないか、つまりそこら問題があるのではないかと考へて裏を返して言へば、そのまま調停案

に書いてあるように支払えないというところに問題があるのではないかと考へて、ううふううに理解をするのでありますけれども、そうじゃないでしょうか。

○説明員(入間野武雄君) 調停案にはお説の通り五千円以上となつておりますが、その出します道が業績賞与であります以上、やはり業績を考慮してその額をきめなければならぬ、こう考へております。

○平林剛君 そうすると、専売公社の方は、今度の調停案に提示された五千円以上というのは、業績賞与というふうな御解釈になつて、処理を進めようとしておられるのですか。

○説明員(入間野武雄君) お説の通りであります。

○平林剛君 専売公社が、先ほど總裁がお話になりましたように、企業が不振で納付金が減額をしてゐるから、この程度だというお話でありましたけれども、もちろん実際の面において、私の理解してゐるところでは、企業面においては職員が努力やその他があつて、ある程度業績として認められてゐるものがあるのではないか。しかも納付金が減少したということにもかかわらず、ある程度一五%でも支払うというお気持ちになつたのは、間接的にはそういうことを認められてゐるのだと私は理解するのですが、その点はいかがですか。

○説明員(入間野武雄君) お説の通りであります。職員その他が努力を認めて一五%、こうきめてゐる次第であります。

○平林剛君 大蔵大臣にお尋ねしますけれども、今のうちに、専売公社は自分の企業が不振であるということのた

めに結局一五%しか業績賞与を出せないというふうな実情のためにおくれていると思ふのであります。しかし先回も總理大臣にも御理解願つたと思ふのでありますけれども、今度の紛争を処理するには、やはり政府が調停案を尊重するという態度でないと根本的な解決にはならない。無理をしてそこに押しつけければこれは別でありますけれども、やはり労使間の円滑な解決をするためには、かつて調停案をすな

○國籍大臣(萬田尚登君) 私は、今回のやはり解決は業績賞与、業績賞与の可能な範囲で解決を欲しているわけでありまして、専売の場合は、先ほど總裁からお話がありましたように、思うように業績も上つておりませんが、いろいろ苦慮されている、かように考へておるのであります。大体しかし先ほど總裁が語られたような、ああいうふうなところ、一五%というふうなところがまあ妥当なところではなからうかと私も考へております。この点につきましてはまだ特に深い検討を加える段階で私自身は行つておりませんが、事務的にはおそれなく検討を加へてゐるのだらうと思つております。

○平林剛君 私の、調停案を中心にして、紛争を解決して、全般的な紛争を早くなくしたいという気持ちから、いろいろ検討してみたのでありますけれども、この間の調停案を業績賞与という

ふうに専売公社がみなすこと自体、無理なような気はするわけでありまして。しかしそれは職員の努力があればそういうものを出すというところは、私はよい話で、できるだけその努力を買つてもらふような解決を進めてもらいたい、こう思ふのであります。政府の中には、こういう考へがあるのじゃないでしょうか。たとえば少し専売公社の調停案に無理があつて、これを業績賞与、こみみなさない、他の五項業で

すね、アルコール専売であるとか、あるいは印刷、造幣、その他に影響するもので、そういう点を考へて、どうも専売公社の方が実際はもう少し業績もあり、また調停案も五千円以上と、こう書いてあるのだから、解決をそれでもよきやうなものだが、他への影響を考へて結局解決がおくれているというのがほんとうじゃないかと思ふのであります。その点は、大蔵大臣は閣議にも御出席になつて、いろいろ政府としてのお考へを御相談をなさつて

○國籍大臣(萬田尚登君) 一つの点は業績賞与であります。この点は動かさない。この業績賞与であります。私の考へではやはり画一的ではあり得ないだらうと思つております。そういうこともあり得るかもしれないが、実際上はあり得ない。従ひまして、専売公社はこの業績賞与の金額を他の関係において特に小さくきめる、そういうことは考へておりません。やはり専売公社は専売公社で出し得る妥当な線ではあり得ないだらうと思つております。

○平林剛君 問題は、今度の調停案の解釈を、業績賞与であるのか、その他

の性格のものであるのかという点が、やはり問題になると思ふのであります。その点を私は理論的根拠をどこに求めておられるかという点を、公社の方にちよつとお聞きしたいと思ふのであります。どういふ点でそれを業績賞与といふふうに見なして語を進めていくのか。私の言わんとするのとは、どうも調停案を離れて話し合ひを進めてゐるのじゃないかというふうな理解しかできないのであります。

○説明員(入間野武雄君) 調停案の解釈の問題であります。さしあたり本年度内一人当たり平均五千円以上を支給することとありますのは、やはり業績が上らなければどういふものも出せない、従つてこの解釈は業績賞与である、こう解釈しておるわけでございます。

○平林剛君 まあ今度の調停案がいろいろに眺められるらしくて、私も、ものは見ようで、どちらからでもとれるものだなと思ふのです。その解釈が結局紛争を長くしておると思ふのであります。第一項についてもベース・アップであるのかないのか明瞭ではありません。第二項も今總裁のお話のようになりますと、これも業績賞与といふふうになります。私はやはりこれはそればかりとは見えない。まあ第五項における特別の賞与制度その他これに關するいろいろなことを書いてあるのを見ますと、どうもそればかりにはとれない。これは私はきょうは解釈を議論しては紛争の解決にならぬと思ひますから、しませんが、しかし今日大蔵大臣に理解してもらいたいことは、労使の話し合ひが、調停案を実施して紛争を円滑に解決するという方向で議論をして

の性格のものであるのかという点が、やはり問題になると思ふのであります。その点を私は理論的根拠をどこに求めておられるかという点を、公社の方にちよつとお聞きしたいと思ふのであります。どういふ点でそれを業績賞与といふふうに見なして語を進めていくのか。私の言わんとするのとは、どうも調停案を離れて話し合ひを進めてゐるのじゃないかというふうな理解しかできないのであります。

○説明員(入間野武雄君) 調停案の解釈の問題であります。さしあたり本年度内一人当たり平均五千円以上を支給することとありますのは、やはり業績が上らなければどういふものも出せない、従つてこの解釈は業績賞与である、こう解釈しておるわけでございます。

○平林剛君 まあ今度の調停案がいろいろに眺められるらしくて、私も、ものは見ようで、どちらからでもとれるものだなと思ふのです。その解釈が結局紛争を長くしておると思ふのであります。第一項についてもベース・アップであるのかないのか明瞭ではありません。第二項も今總裁のお話のようになりますと、これも業績賞与といふふうになります。私はやはりこれはそればかりとは見えない。まあ第五項における特別の賞与制度その他これに關するいろいろなことを書いてあるのを見ますと、どうもそればかりにはとれない。これは私はきょうは解釈を議論しては紛争の解決にならぬと思ひますから、しませんが、しかし今日大蔵大臣に理解してもらいたいことは、労使の話し合ひが、調停案を実施して紛争を円滑に解決するという方向で議論をして

の性格のものであるのかという点が、やはり問題になると思ふのであります。その点を私は理論的根拠をどこに求めておられるかという点を、公社の方にちよつとお聞きしたいと思ふのであります。どういふ点でそれを業績賞与といふふうに見なして語を進めていくのか。私の言わんとするのとは、どうも調停案を離れて話し合ひを進めてゐるのじゃないかというふうな理解しかできないのであります。

いるのでなくて、他の業績があるか
いかという点で幾ら出すかとい
うことの議論に移っているような傾
向を受けるのであります。政府はし
ば、調停案は尊重するようにしてき
た、またしたい、こういうふうにお考
えになっておられるのであります、ど
うでしょうか、調停案を中心に紛争を
解決することが、今日の大蔵省関係の
他の五現業もすみやかに円満に解決す
る道になると私は思うのであります、け
れども、大臣はそう思いにはならぬ
のですか。

○国務大臣(一萬田尚登君) 業績賞与
として出すという意味におきまして調
停案を尊重いたしております。従いま
して、私は公社も組合もこういう線に
おいて妥結を早くしていただきたい、
かように考えております。

○岡三郎君 ちよつと関連して……。
私は大蔵大臣に聞きたいのだが、あの
調停案をまあ常識的に読めばですよ、
やはり可能になったならばベス・ア
ップをせよというふうにとるのが私は
至当だと思うのです。ですから、厳格
にいつて直ちにベス改訂をしるとい
うことではないということもわれわれ
承知しております。しかしその点につ
いては相当含みがあるというふうにと
るのが常識だと思ふのです。それをベ
ス・アップではないというふうに一
つ飛躍して、それからさらに一時金と
いうものは業績賞与だというふうなワ
クを定めて、業績賞与なるがゆえに、
五千円という勧告があつても、調停案
に出されておつてもそれを守る必要は
ないのだ、これはちよつと大蔵大臣、
解釈がずいぶんひどいじゃないですか
ね、その点はどうですか。

○国務大臣(一萬田尚登君) 今度の調
停案について私も若干解釈上、はつき
りしない点もあるように思ひます、率
直に言ひまして、従ひまして、実はそ
れはどういう意味かということ、特
に財政当局としては、はつきりして
必要がありまふので、特にそれに
ついてはいろいろと議論をいたしまし
た。しかしこれはまあベス・アップ
の意味ではないということをはつきり
いたしました。一応政府としては、た
だいま先ほど来御答弁申し上げまし
たように、業績賞与として出す、こうい
う見解にあるわけでありまふ。

○岡三郎君 私から言へると、その
解釈はやはり独断に失ふところの思
ひます。しかし一応政府がその解釈を
やつたという点に対しては水かけ論にな
りますが、常識的に考えてみて、あれ
は今すぐはできぬだろうから、将来そ
ういう含みをもつてやられたらいいだ
ろう、しかし、さしたつては一時金
として五千円以上支給せられたとい
うことで、二千円のベス改訂に対し
て、調停委員会としては苦心をして、
ああいうふうな、いわゆる五カ条にわ
たりまふか、そういう調停を出してき
たと思ふのです。そういうふうなこと
の経緯を尋ねるならば、私はその趣旨
から政府は直接的にこれに関与はしな
いと言つても、国鉄あるいは電電公社
に対しては、一応企業のワクの中にお
いて五千円以上支給することを内々こ
れは承知したというふうにとつてい
るわけですね。ひとり大蔵省のみが、印刷
序なり造幣序なりの観点から、これに
ブレーキをかけておるんではないかと
いうふうにそんなくして、私は誤まり
はないというふうに思つておるのです

がね。大蔵大臣の管轄下にある専売公
社のみ、このしわ寄せをもらつては、
これはちよつといかんと思ふのです。
そこで国鉄と電電公社と専売というこ
の三公社について、率直に言つて、国
鉄はすでに大体額は解決しておる。電
電公社は大体解決しておるというこ
とになって三公社の一つの専売が大蔵大
臣の強いそういうふうな見解によつて
一応ブレーキがかかつておるとするな
らば、これは、やはり三公社の一つと
して公平の原則を欠くんじゃないかと
いうふうに考えざるを得ないわけ
です。ところが業績で専売の収益が懸
かつたからやむを得ないやないかと、
こういう御意向なんです、三公社の
一つとして考えた場合に、政府の措置
は少しいかに思ふが、これはどうで
すか。

○国務大臣(一萬田尚登君) これはや
はり業績賞与でありますから、私はこ
れはやむを得ない、かように考えてお
るのであります。が、しかし大蔵大臣
が公社に何かブレーキをかけておると
いう事実はありません。ここに総裁も
おられるから、はつきりお聞きを願
ひたいと思ひます。

○岡三郎君 そういうふうな表面的な
話はそれで済むでしょう、済むでしょ
うが、私も大蔵大臣がやはり心配す
る点もそれはあると思ふ。あると思
ふけれども、事、専売だけが二千二百
円、やれ二千七百円だ、これから三千
円か何はなるかわかりませんけれど
も、そういうところで、いたずらに紛
争を繰り返しておるということでは、
これは情ないと思ふ。大臣の、あれは
業績賞与であるという断定の仕方に対
しても異論があるのですからね。かり

にそんな場合において、大蔵大臣は
そういう点についてはいささかも関与
しておらぬのだと、こう言われるので
すがね。そうするならば、大蔵大臣は
専売公社においては自由に出し得ると
いうことならばそれでよろしいのか、
その業績の判定は大蔵大臣がやつて
おるのか、それはいすれですか。業績
の判定が一・五%とか発表されたが、
あるというの、どういふところから
出しておるのですか。

○国務大臣(一萬田尚登君) これは手
続上のことですから、あるいは私は勘
違ひしておるかもしれませんが、業績
はまず公社でお考えになる、これは公
社でなければわからぬと思ふ。それで
公社です。それがまあ結局大蔵大臣の
認可を受けるだろうと思ふ、こういう
ものを、従ひまして、こういうふうな
業績があるということが相談がある。
その場合に大蔵省としてもそれを検討
する。かような順序に相なるかと考
へます。

○平林剛君 先ほど大蔵大臣の質問
で、あとでまたちよつと……。大体わ
かりましたことは、今紛争が延びると
いふのは、私の理解は、調停案を中心
に紛争を解決すれば割合と早く解決で
きる、つまり現在のところ、第一項の
解釈は別にいたしまして、第二項の差
し当りの措置として、本年度内に一人
当たり平均五千円以上支給すること、と
いう調停案を中心にして労使の紛争を
解決しようと思へば、かなり無理が
なく素直に円満に解決できる、こう思
うのであります。ところが大蔵大臣、
まだ先ほどのお答えでは、全般的なこ
とについては全部というわけではない

というお話でありましたから、私
ちよつとお考えを願ひたいと思ふので
すけれども、今のお答えですと、私が前
段に申し上げましたことを中心に話を
進めていくのでなくて、調停案を全
別にして、業績賞与ということを中心
に話をしようとするからそこに無理が
ある。調停案がないときに業績賞与の
問題について議論をするなら、これは
また別です。しかし今は業績賞与を中
心にやるのだということの一本やりで
やつておるから、これは理屈が通らな
い。そこで非常な無理があつて、なか
なかな紛争が解決できぬ。こういうこと
に私はなつていくと思ふのでありま
す。ですから、所管大臣として、他の
五現業のことについても責任のある大
蔵大臣としては、私は考えの置き方を
変えて、理解をして解決のために努力
をする、これが大切なことだと思ふの
であります。その点を一つ大蔵大臣
に、一つ検討を願ひたいと思ふので
す。そこでお尋ねしたいのですが、
さつき言ひましたことによりまふと、
業績としては○・一五、こういうわけ
であります、何かこの調停案の通り
に、私はまあ、かりに業績としては調
停案通りに五千円である、大体○・
三ぐらいに当りましようか、業績とし
ても○・三ぐらいまで、まあ認めてや
らうということになれば、政府は調停
案を尊重したということになります
し、また理屈も通りますし、両々相
待つて紛争は円満にさつと解決してい
くように思ふのですけれども、大臣、
その点はどういふわけですか。○・三程度ま
で認められないのかという点を、一度
部内でお調べになる気持はございま

んか。

○国務大臣(一萬田尚登君) 私はまあ繰り返して申し上げるようになりますが、業績で出せば、それはもうこの調停案のようにお出しになるのは別に異論があるわけじゃないです。ただ公社としては、聞くところによりまして、業績が悪いのですから、どうもそういうふうにはやれない。そうすると、これまで業績賞与の範囲を逸脱する、そういうことにもなるんじゃないかと思うのです。私はさように考えております。

○平林剛君 業績が悪いということについては、私はどの点からその業績を見るかということが幾つかあると思うのであります。たとえば今日業績が悪いということとは、職員の實に帰すべきものであるか、それとも経営全般の實に帰すべきものであるか、あるいはまた国会でできたところの予算の立て方が現状に比して過当でなかったか、そのために幾ら経営者や職員が努力しても、そこまで追いつけなかったのではないだろうか。こういうふうないろいろな点から見られると思うのであります。結論的に言つて、この赤字があるという理由にして、だから業績が不振だということは、あまりにも一方的に過ぎはしないだろうか、私はまあそういうふうに思うのであります。特に今日御承知のように専売公社が赤字になったというのは、私の見解によれば、いろいろ理由はあります。一つには予算のきめ方が、政府の施策を実行する場合に、専売益金にたくさんかかりすぎるというために、職員も経営者もそれに追いつけないが、しかし、とにかくやれというから

やっているけれども赤字だったという場合もありましょう。それを業績が不平を欠いておるのではないだろうか。また過去の問題でありますけれども、たばこの価格について、たとえば今度ば赤字が出たのはピースや「ひかり」が売れなかつたということが、私ども先般この委員会で調査した場合に判明したのであります。あれにしたところで、価格が現在四十円にピースは値下げしましたけれども、値上げしたためにその後ピースの売れ行きが悪かつたということもあり得るわけでありまして、そういう点から見ますと、それを単に職員の實に帰してしまふということとは適當ではないのじゃないだろうか、こう思うのであります。その議論は一つ大蔵大臣も理解していただかなければいかぬ。ところで、かりにそういう業績が、実態がそういうところにあつたとしましても、調停委員会は差し当りの措置として、とにかく本年度内に一人当たり平均五千円以上支給すること、こういうふうになつておるわけでありまして、この点は何回も繰り返すことになるのでありますけれども、大蔵大臣は調停案を一つ尊重するといふ建前で話を進めるように方向をかえてもらいたい、こう思うのであります。

それからもう一つは、先ほど副委員長からお尋ねがあつたことに対して、こういうふうにご答へられました。業績というものは公社が考へる。しかしこれは大蔵大臣とよく御相談なさるのが当り前だと思つておられます。もしかりに専売公社の業績が、今、私が述べたような事由から、かたがたそこでいかなくても、まあ○三までやつて

いいのじゃないだろうか、こう判断したら、それで解決してもいいのでしょうか。

○国務大臣(一萬田尚登君) いやもう、私も、この業績賞与にいたしましても、出せるものはこれを公正なところを出してそれはいかぬ。私は何もうこういうお働きになる人々の生活が少しでもよくなることに本当に私は協力したいと思つたが、しかし今回やはり業績賞与という線を出しておけば、従いまして業績がどういふふうになつてゐるか、それによつて専売なら専売公社において、妥當と言いますか

正しいところをお考へになる、そうして、それについて大蔵大臣にどうだろうかと相談があれば、今お話のあつた点、いろいろな点も考へましよう。考へまして、妥當なものでやる、こういうふうな判断をしたいと私は考へておるのであります。

○平林剛君 今大蔵大臣のお言葉の中に、非常に思いやりのあるお言葉がありまして、出せるものなら出してもよろしいということがありました。問題はあと一つ、その業績の見方を、よく見てもらおうということに私はあつて、そういうことで一つ解決をしてもらふことが大蔵大臣の望んでゐる円満な解決の方向にいくと思つておるのであります。

しかし大蔵大臣にお尋ねしたのであります。もし出せるものなら出して、もういいと、こういうお話でありまして、公社の方に経費がないという困るところでありますけれども、大休私の見るところでは、その調停案の○三に達するだけの財源があるように思つて

でありますけれども、そういう点はどういうふうな把握されておられますか。

○国務大臣(一萬田尚登君) 私としては、まだそういうくわしい具体的な数字の相談まで私のところに来ておりませんので、私、今こゝでどういふことは申し上げられませんが、しかし私それ自体は承知しておりますが、事務局の話しによりますれば、やはり○一五ですか、二千五百円というふうなところがせいぜいだろう、こういうふうな話を今聞いておるところでございます。

○平林剛君 大体わかりました。大蔵大臣の氣持がそういうところにあるなら、事務局の話しで私はいふ話がかじれてゐるようになつておるものであります。そこにやはり紛争を解決する鍵があるように思ひます。特に先ほどのように、調停案を実施する場合には、専売公社の場合には二億円足らずで済むわけですね。でありますから、私は前回国鉄の調停案を実施した場合に五十億円の資金で大体解決されたといふお話を聞いて、二億円の予算は、専売公社の全般予算から見まして、調停案を実施して筋を通した紛争を解決するためならばやむを得ないお金だと思つて、しかも、もし人件費の中にこれがあるとしたならば、これは一つ大蔵大臣の流用によつて解決することは私は可能だと思つておる。今まで調停案の議論をしておきますと、予算がないために実施できないといふのが多かつたのでありますけれども、今回は予算がある、こういうことになつておるわけでありまして、その点を一つ大蔵大臣としても御検討願つて、円満な解決

の方向に進めてもらいたい。それから、結局先ほど大蔵大臣は、私はこまかいことは知らないで、事務局の話しによればというお話があつたので、それで大体真相がつかめたのであります。これは今日までいろいろ長びいておりましたのは、私の承知したところによりまして、専売公社としては調停案を尊重したいという氣持を何回も申し上げておる。ところが事務局の方では自衛しろというふうなことで、結局予算があつてこれこれで大休支障なくできますと言つても、振り向かないためにおくれましてしまふというふうな理解をしておるわけでありまして、どうでしょうか。この点について大蔵大臣も至急この専売事業の円満な解決のためにお骨折り願へませんか。

○国務大臣(一萬田尚登君) これはいかに大蔵大臣をもつていたしましても、無い袖は振れぬので、先ほどしばしば御答弁申し上げましたように、業績賞与として可能な範囲内におきまして調停案を尊重する、そのことは当初から私は考へておりました。大蔵当局の事務局はそういう私の考へを十分納得しているわけでありまして、

○平林剛君 可能な範囲内ということになると、結局お金のことになつておる。大蔵大臣は全般的には御存じないかもしれませんが、公社当局の方で、こういう専売公社で今日までこれを長びかして、折角自主的に解決しないといふのに長びかせてゐることについては、どうも合点がいかないのではありません。大休調停案を実施する程度に財源については適法な範囲において用意できるのじゃないですか。あ

るいは国鉄があの紛争を解決するため
に五十億円の金を用意して、とにかく
労使の紛争を円満に解決するために勇
気を出して解決したという事は、
一つ同じ公社としていろいろ批判は
あるかもしれないけれども、労働問
題を正しく理解したということでは
すべきものがあると思う。この点は、
専売公社がこれだけの予算があるから
一つ可能な範囲でやれと、こう大蔵大
臣の方では言っておるのであります
から、その点は一つ専売公社当局とし
ても大蔵大臣の方にお示しになったら
いかでしよう。その点をちよつと總裁
のお考えを聞きたい。

○説明員(入間野武雄君) 本問題に関
しましては、大臣とは直接まだお話し
合ひをしておりません。うちの事務方
面と大蔵事務当局との間で話を進めて
いるわけでありまして、かりに私の方
に予算があるにしても、これは製
造数量が減少いたしましたために
残ったものでありまして、当然それを
使つていいとは解釈いたしておりま
せん。また業績の面から見ますと、先
ほど来申し上げましたように、大蔵事務
当局とも協議の上、〇・一五が妥当
である、こういうふうになつており
ます。

○岡三郎君 これは両当事者に聞きた
いのだが、そんなことを言つて、常識
的に解決つくとおっしゃいますか。こうなれ
ば大蔵大臣は、常識じゃないのだとい
うかも知れませんが、とにかく常識的に
見て、国鉄は車をとめるから金をくれ
たというので、専売の方は、これは大
したことがないから少し長びかしても
影響がないくらいに思つてゐるのじや

ないかと私たちはそんなくせざるを得
ない。常識的に言つて、公社という名
前のものは三つです。厳密に言つて
その業績というものは大月監理官に聞
きたいが、業績というものは何で判定
するんです。国鉄なり電電公社なり
専売公社の業績というものは、それを
ちよつと聞かしてもらいたいと思つて
大臣ではわかんないと思つて。

○政府委員(大月高君) 第一の要素は
収益の状況にあると思つて、(岡三郎
君) そんなばかなことはない」と述べ
国鉄におきましても電電公社におきま
しても相当の増収を見込んでゐるので
あります。専売公社においては、先
ほどからお話のありましたように、ほ
ぼ五十億の補正減をいたしてゐる状況
でありますので、そういう点を勘案し
たしますれば、必ずしも三公社が、公
社という名前がついてゐるから同じ金
額を出さなくちゃいかんという均衡論
は、妥当とはいはせないのじやないか
と思つて。

○岡三郎君 大蔵大臣は、私はよくわ
からないが、というところで、二千五百
円だけは大体よく承知してゐるよう
な——二千五百円は大体妥当だと思
う、こういうことを言つてゐる。知ら
んということはない。あとの問題にな
ると私はよくわからない——今總裁の
方から言われると、直接話し合つたこ
とはない、こういうふうには言つておら
れるが、大蔵大臣は、これはど新聞紙
上にあるのだから、内々私はやはり
どうだと思つてゐる、常識的に見て
いいと思つて。ただ、今むずかしい段階
にあるから、この委員会では言えないだ
けだというふうには私はおしはかつて
ゐるわけですが、常識的に見て業績とい

うものがいいか悪いか、それは確かに
すぐはね返つてくるでしようが、ビー
スをとるまいとか、「ひかり」をとるま
い、「しんせい」をとるまいといふこと
は、これは、「しんせい」をとるまいとい
ふことは、「しんせい」をとるまいとい
ふことは、これは専売公社の労働者の
言ふことじやないです。とにかく労働
者はきまつた時間において能率を上
げろ、こういうことになると思つて。だ
から、そういうふうな観点からい
つて、国鉄にしても電電公社にしても、
自他業績というものはこれはもうほと
んど国家的なものであつて、公社に
なつたからといつて国鉄自体としても
独自のものがあつてゐるわけじやな
い。だから、そういうふうなことから
いふと、私は、今大月監理官がいろいろ
と云われまして、やはりこれは全
体からみて公社というものは、それぞ
れ違つた仕事をしてゐるといつても、
やはり国家として給与状態というもの
をみた場合に、特に手当なんというこ
とからみた場合には、大体同じような
方向で支給することが妥当だと思つて
思つてゐます。皆思つてゐると思つて
で、国鉄自体があつた赤字で運賃値上
げをしようといふ状態の中で、業績が
上つたから国鉄自体が六千円なり五千
円なり出す、専売が二千五百円だとい
ふのだという、そういう見方は私はどう
考へてもつかぬ。だから、そういうふう
な点からいつて、やはり常識的に考
へて、公社なら公社といふものに調停
案といふものが出てゐるのですから、
調停案といふものをすなおに解釈し
て、そしてその限度内において一応
支給して、至急に紛争を解決しよう

いうことが私は当然だと思つて。それを
監理官のところでチェックして、大蔵
大臣に何を言つてゐるかわかりませ
んけれども、そういう常識的な一つの行
方といふものが労働紛争を解決する道
だと私は思ふのです。かりに専売公社
の組合の方々が二千五百円によろし
うございませうと言へるわけじやな
いのですか。そんなものは業績が違
うからと言つたつて、私はそういう考
え方は社会的に言つて通らぬと思つて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて

は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて

は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて

は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて

は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて

りも、今まで遅きに失したのだから、
十分公社と話し合つて、将来の労務管理
といふものを勘案して、適切な手を打
つといふことを言つてくれれば、われ
われはここで質問をやめるわけなん
ですが、その点どうです。

○岡三郎君(萬田尚登君) 今のいろ
いろな御質問があつたようですが、私
といたしましては、特に社会的な抵抗
力が弱いといふようなところを何だか
こう圧迫してゐるような、そういうこ
とは絶対にありません。私はむしろそ
ういふところは大きい今後同情を持
つて見ていく。(岡三郎君) そうそう、そ
の通り、ところがそうしておらん」と
述べ)それから業績賞与の制度もいろ
いろ考へ方があると思つて、私自身とし
ても、たばこの専売といふようなもの
に業績賞与といふものが妥当なりや
いな、私も実はこういうような事は
日は浅いのですけれども、疑問を持
つておられます。しかし現行の制度自体
が業績賞与制度になつておられます
ですから、今のところはどうしてもこれ
よりなればならない。業績賞与制度
といふことになると、私はやはり業績
いかによつて、時々によつてほかの
ところと違う点もある。おそらく私は
専売にしても、今回はあるいは少い
けれども、過去においては他より多
かつたこともあるのじやないか。私は
研究してゐないのですけれども、ある
のじやないかと思つてゐます。常に画
一的な業績である以上は……私はあり
得ないのじやないか、かように考へて
おるのではありません。同時にまた、この紛
争解決について、大蔵大臣としても、
もう時期的にできるだけの努力を払
つておるつもりでおるのですから、な

は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて

は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて

は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて

は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて

は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて

は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて

は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて

は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて
は、業績は業績として大いに上げて

一層努力いたしまして、なるべく早く、時間もありませんので、できるだけ円満なる解決ができますように考えております。

○委員長(岡崎眞一君) 大臣お急ぎのようでありまして、ありましたら要領よく簡単に御質疑を願います。

○平林剛君 今、大臣が紛争解決のために最大の努力をして下さるというお話を聞きまして私も満足しております。組織もまだ一度も大蔵大臣にお会いにならぬということではよくない。この段階におきましては、組織も一つ大蔵大臣とよくお話をして解決をするように努力をしてほしいと思うのです。同時に、さっき言いましたように、製造数量が減ったから人件費が浮いていてもどうかというお話もありましたが、この点は少し紛争を解決するために必要な問題になつてくると思う。なぜかという点、昔は予備費があればその予備費を流用して、とにかく紛争も解決した時代もあるのです、何回かの調停案のときには、だから予備費でさえも流用を認めてもらつて紛争を解決した事例もありますし、いわずや今度の場合には、人件費の中に二億円程度の資金があるわけでありまして、そういうことを一つよく話し合つて解決するように努力をしてもらいたいと思うのであります。

大蔵大臣、ちょっと私の意見を聞いていただきたのであります。今まで財源があつて調停案が尊重されなかつたということはなかつたのであります、労使慣行の上から見て、今回はそういう意味では特異な例であります。その特異な例の理由というのは、先ほど指摘をして参りましたように、調停

案を中心に紛争を解決するということを少しはすれまして業績という点だけでしほつて物事をながめて参りますから無理があつて、最近にない政府の解決が生れてきておる。そのためにかなり無用な紛争が私は続いております。そのため、専売公社の事業全般をよくするため、お互いが今後努力しなければならぬというところは当然であります。が、現在新しい年においても専売益金にふさわしいところをかなり多し。特に今新たに「いこい」を発売をしたりしまして、今度新しい気持で積極的に専売事業の益金を上げるために努力をしていくやききに、四日一日からそういう期間に入るわけですね。それを、これがまた仲裁にいくというやうなことで、またまた一カ月もやるといふやうなことになるやうなことで、最初の——初めに新しい気持ちで燃えてうまうまやうていこうという最初が失敗することになると、ひいては財政収入に影響するところも大きいのであります。そういう点を一両日の間に大臣も関係者と積極的に話し合ひをして解決のために努力をしていただきたい。これを要望しまして私の質問を終ります。大臣何かお答えがあつたらお願いいたします。

○國務大臣(高田尚登君) いろいろ御意見を拝聴しまして、できるだけ努力をいたします。

○杉山昌作君 この問題は、まあ今労使双方でせつかく円満な解決をはかるうと思つて御努力中でありまして、国会の委員会で取り上げていろいろ議論するといふやうなことは適當ではないかと思つております。先ほど来のお話で、そういう線が出ていたと思ひます。私もそういう線で、ひたすらに、

ただ早く紛争を解決するように、両方とも今明日に御交渉願ひたいと思つたのですが、ただ一つここで考え方として、専売公社の組織あるいは大蔵大臣にお願ひをしておきたいと思ひます。は、先ほど来、業績というやうなときに、特に監理官もはつきりおつしやつておりましたが、収益をもつて業績を見るとき、こういうことです。ところが大蔵大臣はこれに對して、専売事業といふものに對して、収益をもつて業績といふやうなことはどうかといふふやうな疑いを持つておるといふお話がございまして。これは全く私もお話でございます。私たちはこの委員会でも、すでに三年前から、専売益金を二つに分ける、税金の分と事業益金の分とに分ける、と申しますのは、ピース四十円の中に、大体十円かそこらの原価です。普通の仕事でしたら、一割のマージンをつけて十一円、それを四十円で売ると、三十何円が税金だと、こういうふうな構成になつてゐるのです。そこで収益といふのは、三十何円という、三十円近い税金分が加つて収益が出ておる、これはいささかも公社の方々の努力に關係なしに出てくる。たとえば一割の生産費を下げようとするば非常な努力です。しかし一割下げたといつても、たつた一円か二円下らない、ところが何かのチャンスで一つよけい売れると三十何円もうかるのです。従つて、税金まで合せたいわゆる全体プラス専売益金の増減をもつて専売公社の役員の方々の業績努力といふことは、實際適當でないのです。税金の分と事業益金と分けて、その事業益金の増減があるというならわかるのです。が、そうではない。そこに私は根本的

な誤りがある。そして先ほど来、昨年も数十億円の補正減をやつておるという、また三十年度も数十億円の補正減をやつております。はなはだ業績が振れないので相済まない、まあ組織といひましたし、そういうお心になられることは、まことにやむを得ないお話でありますけれども、今申し上げましたやうなお話の意味からいくと、数十億の益金減が出たらみんな遊んでいたかといふと、そうじゃない。私は昨年調べましたと、税金と分けた事業益金を出す方法がありまふので、戦後毎年々々、たとえば一人当りの生産量がどういふやうな曲線を描いておるか、あるいは百万本当りの原料の使用量はどういふ曲線を描いておるか、あるいは販売高百万本について、固定資産その他の減価償却まで入れた経費は一体どういふ曲線を描いておるかといふことを、公社で調べていただいております。ところが、これは非常な興味を持つて見ていくと上つております。非常に上つております。物価、労銀の騰貴率といふものをやつても非常に上つております。で、私は非常に専売公社の方々は努力してゐるやうなことをそういうことで見ております。そういうやうなことが昨年でありまして、ただ単に五十億円ことしは予算よりも減つたといふやうなことで業績が悪くなつたといふやうなことを、大蔵省はこれは歳入官庁でそういうやうな見方をされることも、こもつともな点もありまして、専売事業はそうじゃない、鉄道とかあるいは電電公社は益金関係がありませんから、出ただけのものが業績となる。マイナスが出れば不業績だといふこと

になるのですが、公社はそうでない。ここらをもつてお考えの上で、業績といふやうなことを頭に置いて、今後の御交渉をなさるについても、その業績は五十億円の補正減で見るといふのじやなしに、もつと内容にわたつて一つ御検討をいただいて、できるだけ皆さんの努力に報いるといふやうな気持ちで一日もすみやかに御交渉を願ひように、それをお願い申し上げます。

○委員長(岡崎眞一君) ではこれもちまして散会いたします。

午後三時三十分散会

三月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十三日)

一、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案(予備審査のための付託は二月十日)

一、特定物資納付金処理特別会計法案(予備審査のための付託は二月十七日)

一、関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十三日)

三月二十八日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、物品税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律

の一部を改正する法律
物品税法の一部を改正する法律
(昭和二十九年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十一年六月三十日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる」とを「百分の十五」を「百分の二十(昭和三十三年六月三十日までに製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについては、百分の十七)」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたテレビジョン受像機で十センチ以下のブラウン管を使用したもの及びその部分品(ブラウン管及びテレビジョン受像機に限る。)(以下「テレビジョン受像機等」という。)に対する物品税については、次項に定める場合を除くほか、なお従前の例による。

3 この法律の施行前又はこの法律の施行後昭和三十三年六月三十日までに次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けたテレビジョン受像機等について、この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合において追徴すべき物品税の税率は、昭和三十三年六月三十日までに当該規定に該当することとなつたものについては百分の十七、同日後に当該規定に該当することとなつたものについては百分の二十とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
物品税法(昭和十五年法律第四十号)第十一条第一項	同法第十一条第三項
物品税法第十二条第一項	同法第十二条第二項
物品税法第十三条第一項	同法第十三条第二項若しくは第四項又は第十三条ノ二第三項若しくは第十八条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第一項	同法第七条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十号)第九條第三項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三条第二項において準用する場合を含む。
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七條	同法第八條
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第二条第一項

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和三十一年四月四日印刷

昭和三十一年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局